

開議の宣告

田中敏雄 議長 皆さん、おはようございます。

18番高安進一議員から遅刻する旨の届け出がございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問

田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は順番をもって許可いたします。

立身 万千子 議員

田中敏雄 議長 1番立身万千子議員の発言を許可いたします。

1番立身万千子議員。

【1番(立身万千子議員)登壇】

1番(立身万千子議員) 皆さん、おはようございます。

日本共産党の立身万千子です。

私は、新しい横手市誕生に際しまして、合併で暮らしの不安がないように、10万を超える市民だれもが大切にされるように、みんなで力を合わせてまちづくりをしていきたいと思います。市民の皆さんに呼びかけてまいりました。

今、連続する小学生の殺人事件を初め、ニートと呼ばれる若者の急増、熟年層のリストラ、そして障害者支援法制定によって保険というレールを敷かれてしまい、生きる権利をもぎ取られていく方々、そういう厳しさが渦巻いている社会を憂い、議会の場で市民の暮らしと権利を守っていく責任を痛感し、決意を新たにいたしております。

早速、通告に従い質問させていただきます。

初めに、安全安心まちづくりについてお尋ねします。

自然災害はいつ起きるかわからない、待ったなしのものです。市長は所信説明の中で、市民の安全を最大限に重視した地域防災計画を平成18年度末まで定めると言われ、現在、準備を進めておられるとのことでした。私は次の3点について、市民の声を届けさせていただきます。

まず、生活支援物資の備蓄について伺います。

過日、秋田県内の女性議員が集まり、超党派で学習する機会を得ました。テーマは秋田県の防災についてでした。県内4カ所にある備蓄基地のうちの一つがふるさと村にあり、3,800人分のトイレや下着などが保管されているとのことでしたが、これまでの8市町村が合併したことに伴って、10万市民をカバーできる備蓄をどのようにお考えでしょうか。県では、食糧や水、粉ミルク、紙おむつなどは、流通

備蓄としてスーパーマーケットやコンビニエンスストアで調達する方針でしたが、道路が寸断され、災害発生後3日間はどこからも救援物資が届かないおそれがあります。このことは、これまでの阪神・淡路や新潟地震を初めとして経験済みではないでしょうか。それらに備えるための方策として、保育所や幼稚園、学校、社会福祉施設に当該地域の分だけでも保管し、毎年度実施する避難訓練で使用することによって使用期限切れをなくすという方法を、県内における女性議員たちが提言しております。道路が復興するまでの短い期間、命をつなぐ方策として、横手市の計画の中に提案いたしますが、いかがでしょうか。

次に、災害復興支援の体制について伺います。

これは、今年、男女共同参画社会基本法制定から5年が経過して、中間整理を行った際に、内閣府が集約した意見をまとめたものですが、新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進として、女性被災者への対応が挙げられています。乳幼児が恐怖と疲れからむずかかって泣くために、避難所でゆっくりすることもできず、何日も背中におぶったまま、食事もトイレも我慢してしまう女性が多いという現実があります。さらに、災害から復興に至る過程で、生活全般に関する責任が女性により多く求められる傾向が強い。こうした課題に対応するために、市は日ごろから男女共同参画の視点を踏まえた体制づくりと、復興支援に従事する市職員やボランティアが、心身の健康維持を図りながら活動に専念できる十分な人員配置を行ってほしい、そういう意見が全国から挙げられています。市の計画策定に当たっては、ぜひこの具体策を盛り込んでいただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

3つ目に、高齢者の除雪対策についてです。

道路の除排雪とともに、毎年問題になることが、ひとり暮らしの高齢者等の雪寄せと雪おろしです。高齢者福祉の事業を協議中とのことですが、支援体制の整備はどこまで進んでいるか。特にブルドーザーが玄関前に置いていってくれる間口の除雪について、難儀さを訴える高齢者は年々増加しています。ぜひ補助制度の充実と拡大が望まれますが、市長はいかがお考えでしょうか。

次に、防犯対策について伺います。

連続する児童誘拐殺人事件に、全国の親も学校も社会も、そして何より子供たち自身が苦悩しています。確かに大人の目ももっと行き届いていたら防げたはずのケースもありますが、前もって子供たちに対応を身につけさせておけば防ぐことができたケースがほとんどです。

たまたま先月、大雄地区で行われた母親クラブ防犯パトロール事業のシンポジウムに参加しました。そこで、秋田県の安全安心まちづくりチームの責任者が言われた言葉「どんなに大人が頑張っても、24時間100%子供を守ることは不可能だ」、そしてパネルディスカッションのコーディネーターが言われた言葉「子供みずからが自分を守る力を育てなければならない」、この2つの言葉が強く心に残りました。

そんな中で、子供自身が自分を取り巻くあらゆる暴力から自分を守ることを目指してつくられたC A

Pというプログラムが、解決策の一つとして新聞に掲載されておりました。この横手市でも、CAPプログラムの出前講座をする団体が今年から活動を始めておりますが、その活用について、教育委員会ではどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、市長は所信説明で、国民保護計画の策定も準備していくと言われました。横手市として策定は計画的に進めるとのことですが、どのような日程で、どのような内容で進めるご予定か。策定の手順を伺います。現在、秋田県の県民保護計画がホームページ上でも紹介されておりますが、県の計画とのかわりはどのようになるのか、お知らせください。

以上、安全安心まちづくりについて、提案を含めての質問ですので、お考えをお聞かせください。

2つ目に、子育て支援についてお尋ねいたします。

市長の所信説明にも挙げられましたように、昨年合併を前に、旧8市町村合同で、次世代育成支援地域行動計画「夢はぐくむ雪んこプラン」が策定されました。それに基づいて、新たな福祉事務所に子育て支援課が設置されたことを歓迎するものです。

まず第1に、プランの実現に向けた積極的な意義と当課の持つ役割について伺います。さらに、その役割を果たすための新たなシステムはどのようなものか、お聞かせください。

第2に、雪んこプランの実施に当たって、次の4点についてお尋ねします。

1つ目には、児童虐待防止対策の内容と充実のための具体策についてです。所信説明では、今年度、児童虐待防止ネットワークの整備のための協議会を設立するとのことでした。ご承知のように平成16年10月、その防止法が改正され、虐待の定義が拡大されました。ドメスティックバイオレンス、この場合は主に父親が母親に暴力を振るう現場を目撃している事態が心理的虐待であると明記されたことで、女性相談所と児童相談所の連携が必須となります。

また、児童虐待の通告義務は、従来、個人に対する責務だったものが、組織としての学校や保育所、病院などにも課せられました。さらに、教育委員会と上級機関に研修実施が義務づけられたのですが、財源的な配慮はありません。ですから、国で言うところの虐待への対応から予防へという方向転換をどう実現するかが、市としての大きな課題となってきます。そこで、児童相談所と福祉事務所は、すべての面でかなめとして機能することになりますが、横手市の現状を私の目で見たとときにも、家庭児童相談員や母子自立支援員をふやすことは喫緊の課題と思われれます。時期的には既に検討済みと思いますが、ネットワークを組んでいく際の課題として、個々あるいは各機関における役割の分担ではなくて、責任の分担を決めるべきであり、相互に了解し合えるチームミーティングが重要であると思われれます。それらの点を含めて、今後設立させる協議会の内容をお知らせください。

2つ目に、雪んこプランの中にある「仕事と家庭の両立のために」の項です。

少子化対策の基本は、家族政策と労働政策の2本柱と言われています。この項は、親としての責任を果たせるように労働時間の短縮を目指す労働政策が中心で、男性の働き方が変わらない限り、解決は難しいものですが、私は、内閣府が公表した女性が働き続けられる社会で出生率が高いという事実に沿っ

て提案します。

今、日本の女性の労働人口グラフは、こういうMカーブを描いているのが特徴で、働き盛りの30代をピークに職を失う女性が多いです。各種保育サービスを活用したくても、例えば妊娠がわかって上司に報告した途端に解雇されるという例が実際にあります。厚生労働省が発表している育児休暇取得率73%という数字には裏があって、働く女性の6割近くが出産前にやめてしまう中で、そのやめなかった少数派の働く女性のうちの73%が育児休業をとっているということです。ということは、働いていて妊娠した女性の約30%しか恩恵にあずかれないということですから、ほとんどは泣き寝入りの状態といってもいいと思います。こうした労働基準法に触れるような事態を克服するために、子育て支援課に直通のSOS電話センターを設置してほしいという提案です。9時から17時の時間帯にセンターに電話をして専門家を紹介され、行政がコーディネートすることによって、電話をかけた本人が問題解決できる道を見出していくことが大切と思うのですが、いかがでしょうか。

3つ目に、保育所の現状と今後の方向についてお尋ねします。

旧横手市と旧平鹿町に設置されている保育所は、民間の経営で、新しい横手市内の公立保育所は14カ所となっています。全国的に公立保育所の指定管理者制度の導入が行われていますが、市としての方向性をお知らせください。

ご承知のとおり、地方自治法の一部改正がなされて指定管理者制度が導入されましたが、その目的は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間事業者のノウハウを活用し、利用者に対するサービスの向上や管理に要する経費の縮減を図るということです。けれども、公民館や公営住宅とは違って、特に言葉では意思を表明できない人間を相手にする保育所という環境では、導入に際して慎重にならざるを得ないのではないのでしょうか。雇用創出のため地元企業を優先するという原則はあっても、現実には圧倒的な情報量や資金力を持つ、例えばピジョン株式会社やベネッセ・コーポレーションなどの大企業は、保育所の管理運営を全国展開しています。市長は来年度に子供の権利を守るための条例をつくと名言されました。国では、国連の子ども権利委員会から再三の指摘を受け、日本の子供たちがいかに権利を踏みにじられているか、世界中から批判されている状況の中で、当市の条例が充実した内容を持つためにも、指定管理者制度の導入には慎重に臨む必要があると思われませんが、市長のお考えはいかがでしょうか。

4つ目に、雪んこプランの政策推進に向けての項について伺います。子供を含めて、広く意見を提言しやすい環境を整え、住民の参加と協力が得られるよう体制整備をすると、プランに明記され、住民と関係団体等で構成する、仮称子育て支援地域協議会を設置するとあります。実際に合併した後の新横手市をどのように網羅し、また事業を顕彰し推進していくために、どんな方策がとられるのか、お知らせください。

以上、子育て支援について、課を新設した意義と次世代育成支援計画の中の児童虐待防止対策、SOS電話センター、保育所と地域協議会の4つを質問するものです。

次に、健康づくりについてお尋ねします。

初めに、健康よこて21計画策定に関しての質問です。

市長はご自身の公約の中で、健康の駅を全市的に普及していき、子供から高齢者まで元気に暮らす社会を目指した、福祉、医療、保健の総合施策を進めるお考えを示されました。旧横手市で2年間取り組んできた健康の駅事業は、同時に国の介護予防政策の先取りでもあるとおっしゃいました。そこで、来年度から実施される改正介護保険の地域密着型サービスとの関連についてお尋ねします。また、市長の構想を実現するには、健康の駅事業を全市に展開するに当たって、地域局の管轄では限界があると思われれます。きちんと本庁機能として位置づけてこそ、10万市民の健康づくりが進むものと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目に、改正された介護保険法に基づいて、第3期介護保険事業計画の策定に向けて進行中とのことですが、その中の地域支援事業についてお尋ねします。

この中身は、従来の老人保健事業と介護予防、地域支え合い事業、そして在宅介護支援センター運営事業のうち、介護予防に役立つものが再編されて、介護保険に吸収されたものと認識しております。私が懸念する点は、法律で事業の利用者に負担を求められることができるという規定があって、健康相談や訪問指導など、これまでは公費で賄われていて無料だった保健福祉サービスまで有料になるおそれがある点です。国の三原則ペナルティーの影響があって、保険料滞納者への差別もあり得ると考えられますが、市は何らかの考慮をされるのかどうか、お知らせください。

また、地域支援事業のうち、包括的支援事業などを担当する地域包括支援センターについて伺います。国は、地域における高齢者の生活を支えるために、総合的な相談や必要なサービスへつなげていく支援体制を、市町村が主体となって担うという考えですが、実際にはセンターの業務は、担当する地域における要介護認定の申請や軽度者のケアプラン作成、そして点検など、すべてにかかわることになって、もしかすると、なるべく介護保険のサービスを利用しないように干渉することができるというおそれもあります。ですから運営のチェック体制が大変重要になり、運営協議会の役割と責任は大きくなると考えられます。当市でのセンター運営協議会はメンバーの選出方針をどのようにされていらっしゃるのか、お知らせください。

3つ目に、介護保険の保険料、利用料における市民の負担を軽くする施策についてお尋ねします。

この10月から、施設入所者のみならず、ショートステイの居住費と食費、そしてデイサービスやデイケアの食費も介護保険の給付対象から外されてしまいました。横手市全体で利用者の負担分はどれほどの金額になるか、お知らせください。

また、低所得者への負担軽減措置として、補足給付などの方策はつきましたが、社会福祉法人による利用者負担の減免制度は、今回の法改正で見直しになってしまいました。全国では自治体独自で工夫を重ね、さまざまな軽減策を講じています。この横手市では、現在どのような方針をとっておられるのか。また、従来から引き続いての対象者数はどれほどかをお知らせください。

以上、健康づくりについて、健康よこて21における健康の駅、改正介護保険の中の地域支援事業と市民の負担軽減についての質問です。

最後に、男女共同参画社会行動計画についてお尋ねします。

市長の所信説明では、市民5,000人に対する意識調査を2月中に実施するということでした。昨今はこの自治体でも業者任せではなく、自主的に調査や策定に取り組んでいますが、当市でも意欲的な策定委員会を中心に推進されることを期待しております。そして、かなめとなる男女共同参画室、これ仮称ということですが、体制をつくって、部屋の外へどんどん出向いていかれて、内容の充実した計画を進めていかれることを願いながら、調査の内容や計画の大枠をお知らせいただきたいと思います。

今日、私が今まで質問した1番から3番までの課題の大もとには、男女平等あるいは男女共生、あるいは男女共同参画の施策が軸として存在すると考えています。例えば、児童虐待の問題でも、根っこには必ずドメスティックバイオレンスがあると相談員の方々は言われます。DVは犯罪であるという意識の社会化がまだまだ進まず、周囲の無理解が二次被害を引き起こして殺人にまでエスカレートする現実があります。人の心、社会の隅々まで男尊女卑がはびこっている日本社会の構造の問題が根底にあると思わざるを得ない、その方々はそう言うておられました。この間男女平等への、バックラッシュと言われる揺れ戻しによって、女は家庭に帰れとか、男性が働くのを家で支えるのが女性だという女性像を復活させようとする動きも強くあります。しかし、このような時期に、先ほど申しましたように女性が働き続けられる社会で出生率が高いという客観的な資料を、内閣府が公表したことは、画期的と言えます。

先日、大仙市で、県南地域対象の知事と語るうイキキ職場支援フォーラムがありました。秋田県と協定を結んで、職場の男女共同参画推進に取り組んだ従業員30人以上の事業所が紹介され、県南9つの事業所の中で5つが横手市でした。どこの事業所もさまざまに工夫をされておりましたが、注目される点は、製造業であっても、受付や生産管理、検査など、どの部門もこなせる多能工化システムをとって、育児休暇や介護休暇に際して即座にワークシェアリングができるという体制づくりと、男性幹部の意識啓発を重点にしているところでした。多くの部門をこなす能力を身につけるまで育成するために、簡単にやめられると困る事情があるので、休暇から復帰しやすい環境もつくられるという循環が出てくるそうです。トップの意識次第だとも強調されましたが、このようにファミリーフレンドリー企業と銘打って、家庭生活に配慮した企業を目指す取り組みは、301人以上の職員を抱える事業所として、横手市役所も真剣に進めていく必要があると思います。市長は以前から、パートタイマー職員ではあるが、ワークシェアリングを実施して男性の育児休暇取得を推進させると言われておりました。その現状と今後の取り組みについて、市長のお考えをお聞かせください。

これで私の予定した質問を終わりますが、国の行財政改革の影響で、県も市も大変な財政難に陥っている今、配偶者特別控除や老年者控除など、生身をそがれるようにお金が減っていく庶民のむなしさを、12月は特に感じさせられます。セーフティーガードである、ぎりぎりの生活保護さえ危機に瀕しているかつてない事態です。新市の10万市民一人一人の不安や願いを託された私たち議員は、職員の皆さんと

知恵を出し合い、工夫を重ねて、しっかりと暮らしを守らなければなりません。市長の言われる市民が基本、民意を起点にの公約に恥じないよう、積極果敢な施策展開をご期待申し上げまして、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 たくさんお尋ねがございましたけれども、この中からまず私は、2番目にお尋ねがございました子育て支援について、まず考え方を申し上げたいというふうに思う次第でございます。

子育て支援に対するご質問の中で、1つ目に、その新設の意義と役割についてというふうなお尋ねがございました。私は行政の仕事は、広い意味でまちづくりにあると思っておりますが、そのまちづくり、まちに活気があるということが最も行政にとって大事な施策の方向性ではないかなと思っております。そこにいる老若男女にかかわらず元気であるということが望ましい方向であるわけでございまして、高齢者の方であれば、いつまでもその地域で元気に活躍できるような高齢福祉というものの充実が大事でありますし、次代を担う子供たちが健やかに安全にはぐくまれるような支援が必要でありますし、若者にとっては、この町で働き生活を営めるような仕事を提供していくことが大事だというふうに思っている次第でございます。

こういう、まちに活気をもたらす方向性の中で、特にと申しますか、これが今申し上げた3つの具体例、高齢者の問題、子育ての問題、子供さん方の問題、若者の問題と申し上げましたけれども、一つ一つ独立した課題ではなくて、実はそれぞれが互いに複雑に絡み合った中で形成されておるわけでございます。

このくんだりで重要な、現在の喫緊の課題でございます子育て支援につきましても、昨年度、次世代育成支援地域行動計画が策定されておりますので、それに基づきまして今後どのように展開させ、次代を担う子供たちを支援していくのか、具体的な事業をこれから展開していかなければならないと思っております。ところでございますが、庁内でも多くの課にまたがっている計画でございまして、そのため、子育て支援をするためのより専門的な業務を担うような部門として、子育て支援課というものを独立して設置したところでございます。今後、行動計画に基づきまして、ほかの多くの部も巻き込みながら、児童の権利を最大限守るような努力、政策づけをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

質問の4番目に、男女共同参画行動計画につきましてのお尋ねがございました。男女共同参画行動計画につきましては、平成18年の12月の完成を目指して作業を進めているわけでございまして、策定に当たりましては、公募による策定委員15名程度を含む約25名の策定委員によりまして作業を進めたいと考えているところでございます。議員ご指摘のとおり、策定に当たりましては、市民の声を計画に反映するために、市民の5%に当たります5,000人に対しまして意識調査を実施いたしまして、今年度中に集計、分析を終えたいと考えて、今12月定例会に補正予算を計上させていただいているところでござい

す。なお、意識調査の内容についても、1月に立ち上げます策定委員会において協議検討いたしまして、計画づくりに反映できる内容にいたしたい、そんなふうを考えているところでございます。

この項の2つ目に、事業所としてのファミリーフレンドリー企業の取り組みというくだりが2点ございました。この中で、議員もご指摘ありました大仙市で開催された県主催のイキイキ職場フォーラムにおいて、県南地区においては9社、法人ですね、が県と協定書を交わしたということ伺っておりまして、具体的な誘致企業さんの事例だったかと思いますが、あらゆる仕事、あらゆると申しますか、多くの仕事を体験し、多能工化することによって、さまざまなワークシェアリングの中で対応できるようにするという事は、大変いい試みだなというふうに思った次第でございますが、そういう企業が横手にあったということでありまして、大変うれしく思っている次第でございます。そういう市内の企業が5社ほど県と協定を結んだということでございますので、これらの事業所が、私どもの地域の牽引者としての役割を担っていただきたいというふうに思っている次第でございます。

市といたしましても、18年度事業として、このような職場環境改善学習会というものを開催していきたいと思いますが、みずからの問題としては、いわゆる市が特定事業者としての行動計画につきましては、10月合併の関係から、現在のところ策定はいたしておりませんが、素案はできております。細部を詰めながら、年内には策定を終えるように進めておるところでございます。ワークシェアリングにつきましても、ご指摘ございましたとおりハローワークと連携をとるとともに、市役所独自に働く意欲のある方々をあらかじめ登録するバンク制度を設けまして、職員が子育てなどに積極的に取り組める体制を整備してまいりたい、このように考えているところでございます。

とりあえず、ここまでご答弁申し上げ、その他につきましては担当の方から答弁をさせたいと思いません。よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 安心安全まちづくりについて、3つのご質問がございましたが、私の方からは防災計画の策定についてと、それから国民保護計画についてご答弁させていただきたいと思いません。

まず、防災計画の策定についてなんですが、災害時において、被害者の生活の安全を図るために、水や食糧、そのほか日常生活に欠くことのできない生活必需品の迅速な提供は不可欠であります。このため市におきまして、市民、民間事業者などに備蓄の推進を呼びかけるとともに、日本赤十字秋田県支部及び県と共同をいたしまして、備蓄を進めることといたしております。

平成16年の5月に秋田県の総合防災課の方から、備蓄体制の推進についての基本的な考え方が示されております。これによりますと、県における災害時の備蓄数量目標は2万8,000人分となっております。県と市町村がそれぞれ2分の1ずつ分担することとなっております。市町村はそれぞれ、市町村におきましては、それぞれの人口比により分担をすることとなっております。我が横手市の場合の分担人数は1,310人分ということとなっております。現在、市において、毛布が1,710枚、それから下着、これ男女合わせてなんですが、480組、それから給水袋が900枚、簡易トイレ、段ボール製なんですが、これが

450個などを今現在備蓄しておりますけれども、まだまだ目標数量には満たない状況にありますので、今度つくられます地域防災計画の中で計画的に整備を進めていきたいというふうに考えております。

それから、ご指摘の販売業者からの調達体制といいますか、流通備蓄に関してなんですが、これにつきましては今後、商工業者等と十分に協議を重ねまして、効率的な総合支援体制を構築していきたいというふうに考えております。

それから、女性被災者への対応ということでしたが、これにつきましては、支援を担当する職員の人員配置における具体策というものも、これから今後詰めてまいりたいし、それから災害被害者の女性に限らず、多種多様な対応が想定されますので、もちろん女性被害者の個別といいますか特有の課題も多々あるわけがございますので、特にプライバシーの関係も多々あるかと思っておりますので、そういう点についても、十分配慮をした地域防災計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

それから、国民保護計画なんですが、国におきまして、平成16年6月14日に武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律、国民保護法が定められております。これによりまして、平成16年度末において国は基本指針を策定し、都道府県は平成17年度をめぐりに国民保護計画を策定して、市町村に対しモデル計画を通知することとされております。横手市におきましては、まだ県のモデル計画の説明を受けておりませんので、示された時点で対応をしていきたいというふうに考えております。まずは地域防災計画の策定の方に力を入れていきたいというふうに考えております。

それから、健康づくりについてのご質問で、地域密着型サービスと健康の駅についてのご質問がございましたので、ご答弁申し上げたいと思います。

地域密着型サービスは、要介護認定者を対象とした事業でございますが、特に要介護度を進行させないための介護予防を中心に事業展開していきたいというふうに考えております。具体的事業といたしましては、現在横手地域局で行っております健康の駅や、それから大森地域局の健康の丘で行っている介護認定者の筋力向上トレーニング事業を全市に拡大、充実させていきまして、転倒による寝たきり高齢者の予防に努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

それから、健康の駅事業についての基本的な考え方について、ちょっとご答弁申し上げたいと思います。

今回の介護保険法の一部改正の要点といたしまして、予防重視型システムの転換というものがありません。高齢者の生活機能レベルにつきましては、1つには活動的な状態である元気高齢者、それから2つ目には要支援、要介護状態になるおそれのある特定高齢者、それから3つ目に要支援、要介護状態にある高齢者の3段階に区分されておまして、それぞれの生活機能状態に応じた介護予防施策が必要とされております。

これまでの高齢者に対する健康の駅事業といたしましては、すこやか横手内の健康の駅トレーニングセンターにおきまして、生活機能レベル別の運動、健康運動事業を実施し、また小規模駅と称して、町内会館等において、地域で生活している高齢者等を対象とした健康運動や、閉じこもり予防などの事業

を推進してまいったところでございます。今後も地域の既存施設等を活動拠点といたしまして、高齢者にとって身近な場所で日常的に健康づくりに励むことができるシステムを構築してまいりたいと考えております。

健康の駅事業は、現在、横手地域局だけで実施しておるわけなんですけれども、事業対象者は、横手地域局を越えた全横手市民を対象としたいと今後は考えております。市民ニーズを考慮いたしますと、自分にとって身近な場所に健康の駅が欲しいという潜在的なニーズがあることは容易に想像されます。横手地域管内だけで対応できる事業ではないというふうに認識もいたしております。今後、全市に展開することは必然的なことございまして、現在、各地域局の担当課に対する事業説明会を実施し、健康の駅への共通認識を図る事業を進めております。

今後、各地域局がそれぞれの地域特性を生かしながら、市民の健康ニーズに合った健康の駅づくりができるよう、全市展開に向けた組織体制のあり方を検討してまいりたいと思います。

それで、ご質問の中に、健康の駅事業を、地域局ではなくて本庁組織で、本庁の方で取り扱ったらいいのではないかなというお話がございましたが、現在そういう方向で検討をさせていただいております。以上でございます。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 立身議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

9点ほど、細かく言いますとあったかなというふうに思っております。

順を追って申し上げますが、最初に、安全安心まちづくりの3番であります。 の3ですね。雪害対策の関係なんですけれども、きのうからですか、土曜日、日曜日含めまして大変な雪で、私どもも急激な雪で驚いておるところでございますけれども、例えば機械力で行う除雪をハードとすれば、個々のやっぱりこうした施策はソフトの面で非常に重要だろうというふうに認識しておるところであります。現在、市におきましては、間口除雪の関係でありますけれども、利用する皆様が選択できるように、さまざまなサービスをメニューとしてお出しをするというふうな形で取り組ませていただいております。利用料金のことについてもあったわけありますけれども、やはり一つは、基本は、立身議員さんは、その観点からのご質問がないわけなんですけれども、やはり自分でできることについては、お互い市民の皆さんも力を合わせてやらなければならないという、基本的なことがあるわけなんですけれども、その世帯の課税の状況等に応じまして、一定程度の利用料金をご負担していただくというふうな中身になっております。ただ、この除雪の窓口体制にしましても、さらにまたよい、何と申しますか、よりよい方向があるとすれば、私どももそういった点を研究しながら、市の財政状況も踏まえながら、検討していく必要はあるだろうというふうに考えております。

なお、今年度の雪寄せ支援の関係でありますけれども、均等割 住民税の関係ですけれども、均等割のみの課税世帯については約10%、それから住民税の非課税、課税されていない世帯については約30%、それから老齢福祉年金の受給世帯については50%というふうな助成というふうになります。併せ

まして、高齢者のみならずそういった、大変言葉は悪いわけでありませけれども、社会的に弱い立場にある方々についての間口助成というふうなメニューも出してございますので、よろしく願い申し上げたいというふうに思っておりますのでございます。

2つ目でありませけれども、子育て支援の関係の2番でございます。次世代育成支援地域行動計画の関係であります。

この児童虐待防止の関係でございますけれども、私どももこういった社会情勢の中で、非常に心を痛めております。すべての児童は生きる権利を有して、そしてまた虐待、搾取、こういったことから保護されなければならないわけでありませ。つい先般もそうした事例がございまして、まだネットワークの立ち上げについては、今月の20日ですか、21日、予定しておるわけなんですけれども、そういった具体的な事例につきましては、適時関係機関と連絡をとりながら対応を進めておるところであります。さらに、このネットワークの立ち上げで、今後さらに情報の共有といいますか、そういった虐待を出さない。出す前にそういった手を打つというふうな基本的な考え方で進めていければいいのかなというふうに考えておるところでございます。

2つ目のSOS電話の関係でございます。いわゆる核家族化に伴いまして、自分の近くになかなか相談する方がおらないというふうな状況も見受けられるわけでありませけれども、先ほど市長が申し上げましたとおり、子育て支援課の設立の意義もそういった点もありまして、子育て支援課の直通の電話がございませ。若干PR不足かなというふうな点もあるわけでありませけれども、この電話にぜひ私どもにご相談いただければなというふうに思っておりますのでございます。

それから、3つ目の保育所の現状と今後の方向についてというふうなご質問がございました。立身議員さんのご発言にありませけれども、公立保育所14施設、さらに民間の保育所19施設がありまして、合わせて市内で2,900名ほどのお子さんが保育所に通っておられます。多くの施設では、いわゆる昼間の保育だけでなく、施設での延長保育、休日保育あるいはお子さんの病後児保育、こういったさまざまなメニューを出しながら、それぞれの利用者の立場に立った保育に心がけておるところはもちろんでありませけれども、指定管理者制度のお尋ねがありませましたが、今後、市長の公約にもありませけれども、この保育所の全体的に市として、14の公立と19の民間をどう考えるのか。そしてまたこういったサービスができるのか、どういった保育ができるのかという観点の中から、指定管理者制度の導入も方向としてはあるのかなというふうにとらえておるところでございます。いずれにしましても、子供の権利が最大限、最善、いい方向で守られるような形での進め方というのが大事ではないかなというふうに思っております。

それから、子どもの権利条約の関係でございますけれども、世界的に見ますと、いわゆる飢餓で苦しんでいる多くの世界中の子供たち、教育を受けたくても学校施設がないというふうな状況があるわけでありませけれども、新市におきまして、子供の権利が、子供がすくすくと育ちますように、そういった観点の中で、子どもの権利条例というものを制定に向けて検討してまいりたいというふうに思ってお

るところでございます。

4つ目の行動計画推進に向けての子育て支援地域協議会の関係についてでございます。実は子育て支援地域協議会につきましては、福祉事務所管轄でございますけれども、18年度から本格的に始動させたいというふうに考えております。会の構成員としまして現在考えておりますのは、子供たちにかかわるそれぞれの関係機関、それから公募等によつての委員を選任したいなど。そういう人選を進めながら、子供たちが生き生きと育てるような環境整備ができるような形での協議会の運営が望ましいというふうに考えておるところでございます。

それから、大きい3番の と の関係です。一つは介護保険法により実施される地域支援事業の関係ですが、介護保険法の改正による地域支援の事業の対象者で、議員さんは、要するに給付の抑制等々のご発言がございました。いわゆる地域支援の事業の対象者とはどういう方かと申し上げますと、いわゆる介護度1から5まであるわけでありまして、介護認定前のいわゆる高齢者の方でございまして、これまで受けていたサービスが有料になるとか、そういった観点からの対象ではございませんので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。なお、介護認定を受けている方が介護サービスを受けます、いわゆる介護給付とは別の取り扱いになるというふうなことでございます。よろしくお願ひいたします。

それから、地域支援事業の主なものということでありまして、先ほど生活環境部長が申し上げましたが、特定高齢者の把握の事業、それから筋力向上のトレーニング事業などというふうなメニューがございまして、こういうことについても、一定の利用料については、お互いの助け合いといいますが、そういうことで、協力的な意味合いからのご負担をお願い申し上げたいというふうに思います。この中で、保険料の滞納の件がございました。保険料の滞納の件につきましては、この保険料のみならず、いわゆる公平性が市民の間でどう図られているのかという観点が最も重要な視点になるのかなというふうに思っております。そういう観点の中から、法律にはその給付の制限等についても明記されておるところでありますし、私ども非常につらい苦慮する立場でありますけれども、今後こういったことについてもご理解を得ながら、一定程度実施しなければならないという事態も発生するのかなというふうにも思っておるところでございます。

それから、2つ目の地域包括支援センターの関係です。地域包括センターには、運営協議会の設置が必須な条件といいますが、そういった形になってございます。設立前にはそれぞれ準備会を設けることが望ましいというふうな考え方がなされておまして、運営協議会の委員の選出については、介護保険運営協議会の委員から何名かと。これも公募によつて構成したい。おおむね現在考えておる人数は10名から15名ほどが望ましいのかなというふうに思っておるところでございます。

それから、最後になりますけれども、いわゆる介護保険の利用料における市民の負担軽減ということでございます。これまで介護施設サービスを利用している方の居住費や食費は、介護保険の給付となっております。しかし、同じ市民であつて同じ要介護度でも、うちにおられる、居宅でおられる方と、

施設でおられる方についての費用の負担の仕方が大きく違っており、保険料はある意味では一定の基準で同じ負担を求めておられるわけでありませぬけれども、そういった状況にありませぬ。やっぱりこういう施設においても、在宅においても、この関係についてはご負担をしていただくというふうな考え方で、10月よりそういった法改正がなされました。しかしながら、所得のいわゆる低い方につきましては、特に年金額の低い方でありませぬけれども、1割負担の額はあるわけでありませぬけれども、上限額も、引き下げの制度もございませぬ。こういったことをよくご理解をしていただかなければならないというふうに思っておりませぬ。実際に負担が多くなる方は、施設入所の方については、ごく少数の人数であるというふうに把握をしておりませぬ。しかしながら、老健施設やデイサービス、短期入所等の利用者については、負担の増えた方が多いというふうに聞いておりませぬ。今後、関連施設からの状況の把握、ヒアリング等で実態を把握したいというふうに考えておりませぬ。

それから人数的な、額的なお尋ねがたしかあったかというふうに思うんではありませぬけれども、実は介護保険料の10月の請求の関係なんではありませぬが、今月の末になりませぬと、数的な状況の把握ができないというふうな状況になっていませぬので、いずれそういったことが明らかになった時期におきましては、議員さんにお知らせできるのかなというふうに思っておりませぬところではありませぬ。

以上でございませぬ。

田中敏雄 議長 伊藤教育次長。

伊藤孝俊 教育次長 CAPプログラムのご質問がございませぬので、それについて答えを申し上げます。

痛ましい事件が次々と発生して、子供たちを守るために苦慮してありませぬ。さまざまな対応策を考えて実施しているところではありませぬけれども、これまでは、どちらかといえば弱い立場の子供たちをどうにかして守るという視点に立つ対策がほとんどでありませぬ。CAPプログラムは、子供たちの行動を規制するのではなくて、子供たちが本来持ち合わせている、生きる力を引き出して、問題を解決する力をはぐくむプログラムと言われてありませぬ。防犯には多面的な取り組みが必要でありませぬ。そういった意味で、このプログラムは、今後実施するに値するものと考えてありませぬ。市内にはもう既にこのプログラムを実施して効果を上げた学校もあると聞いてありませぬ。とはいえ、近々に各学校の教育課程に持ち込むということは無理がありませぬので、まずは教育センター等の講座の一つとして、教職員や保護者を対象に研修をしていただいて、このプログラムの中身についてよく知っていただく、そういう研修を実施していただき、段階的に学校での取り扱いを考えていきたいというふうに考えてありませぬ。

以上です。

田中敏雄 議長 1番立身万千子議員。

1番(立身万千子議員) ご答弁ありがとうございました。

詳しいことは私、厚生委員会でいろいろまたお聞きすることにいたしまして、一つだけ、子供を守る施策について、教育委員会の方に伺いたいのですが、まず、市長の所信説明の中で、学力向上対策とい

うことを強調されました。基礎学力をつけるために、いろいろ研修会なりそういう教育指導、授業研究の充実強化ということを実施を盛り込む、新たに出すということを受けとめましたけれども、確かに基礎学力がなければ、身につかなければ、学校生活はつらくなります。で、落ちこぼれということになったり、校内暴力、家庭内暴力などの引き金になるということは考えられますので、必要だと思います。

ただ、私が心配する点は、そういう、ただでさえ忙しい教職員の方々が、またその時間なりエネルギーをそちらの方に使わなければならないということで、子供たち一人一人の全体像というのを見ていく余裕がなくなるのではないかとということが非常に心配されるんです。というのは、そういう全体像というのは、ここでもいろいろ、横手でも私2年半の間に、さまざまなケースに出会いました。学校で問題行動を起こすとか、非行に走るという子供たちというのは、ほとんど生育歴に、まず育児放棄なり、あとはいろんな虐待があるわけです。非行に走って、結局停学なり、義務教育で退学はないというふうになっていますが、詳しいことは申し上げられませんが、結局学校を追放するということは実際あるんです。ですから、他県でそういう問題行動を起こしたということで追放されて、横手市の中学校に転校してきた。でも、一気にそれを反省したとしても、その子の、たかが10年間しか生きていないけれども、でもすぐ自立更生はできないんですね。そういう場合に、一人一人学校の先生たちが全体像、その子供の、現象面だけじゃなくて、その背景なり全体像を見ていくことによってしか、自立更生のお手伝いはできないというふうに、私は一つ一つの例をとって非常に思います。

ちょっと離れますけれども、今、福祉事務所なり教育委員会なり、あと子育て支援課というところに結集していらっしゃる方々は、本当に献身的に、もう夜遅くまでなっても、時間外労働を顧みず、一生懸命やってくださっています。けれどもそれは、幾ら個人的に努力しても、その子供がそこで自立更生できるわけではないので、組織的な問題として取り組まない限りは解決ができないということで、国でも、私が言いましたように、通告義務も、個人じゃなくて各組織、病院、保育所、学校などの組織として通告義務を負わせるということになったと思うんです。そういうことも含めまして、いろんな研修というのも必要でしょうが、子供たちの自立更生をお手伝いするというので、先生たちの教員生活について研修を重ねることについての影響は考えられないのかどうかということをお尋ねしたいのです。

田中敏雄 議長 教育次長。

伊藤孝俊 教育次長 議員のご心配は承知しておりますけれども、社会問題の多様化に伴いまして、学校への課題もまた多様化しております。さまざまな教育方法が開発され、それから社会からの学校への要求もまた多様化の一途であります。

今、学校は大変な時代を迎えているといっても過言ではございません。そういう中で、基本的に学校が使命として持ち合わせているものは何かと考えた場合、やはりこれは、子供たちが楽しく学校で勉強できるということではないかと思えます。どの保護者に聞いても、恐らく我が子を賢く優しくたくましく育てほしいと願っているものだと思います。賢くは学力保障であります。優しくは心の教育だろうと思えます。たくましくは健康に健やかにということだろうと思えます。

合併を機に38校が横手市の公立学校としてスタートしました。その折に、確かに議員のおっしゃるように、さまざまな教育課題がある中で、学力向上というのを新たに立てると、こうおっしゃるわけではございますけれども、基本的に学校が抱えている使命というところ、原点に立ち返った場合に、基礎基本学力の保障を、楽しく学習できる学校にするということが最もスタートにふさわしい、原点に立ち返るという意味においてもふさわしいものであろうというふうに考えています。38校の中には、地域によっては9教科免許をすべて持っている教師が集まるというわけにはいかない学校もございます。さまざまな地域の特性の中で、各学校間、これまでは8市町村の中でやってきたわけですが、38校そろいましたので、各学校の課題をお互いに共有して、学校間の交流を促進していく。そういう発想がこれからは必要だろうと思っています。小学校同士の交流、それから中学校同士の交流、もしくは小・中の交流。小・中・高の交流。この交流ということがこれからのキーワードになるかと思います。その交流の一番根底にあるのが学力の問題ではなかろうかというふうにとらえています。そのために、教育センターの機能を強化しながら、教員の研修の機会をこれまで以上に設定をして、38校が同じようにレベルアップできるということが、新市の公立学校に期待されている一番の根本的な問題だろうというふうにとらえています。その部分がしっかり機能して、初めて生徒指導であり、それから社会的なさまざまな教育課題にこたえていく、そういう学校になるものだろうというふうに考えています。その意味では、決して過分の教員への負担ということにはつながらないのだろうというふうに考えています。

以上です。

土 田 百合子 議員

田中敏雄 議長 2番土田百合子議員に発言を許可いたします。

2番土田百合子議員。

【2番（土田百合子議員）登壇】

2番（土田百合子議員） 皆様、おはようございます。公明党の土田百合子でございます。

合併をいたしまして初めての議会で一般質問をさせていただき、大変にありがとうございます。4年間、市民の負託にこたえられますよう、一生懸命取り組んでまいりますので、何とぞよろしく願い申し上げます。

質問の答えが出た部分もございますが、このまま通告に従いまして、一般質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1番、安全対策についてでございます。

1点目に、仮称「市民生活の安全条例の制定」についてでございます。

私はこれまで、交通安全母の会交通指導隊員として、市民の安全にかかわるボランティア活動に携わってから、早いもので15年になります。これまで長く交通安全活動に携わってこれたことができたのも、当局の皆様の温かな励ましと支えがあったることと感謝申し上げる次第でございます。合併後も

市民の安全を願い、安心して暮らせる社会の実現のために、力を注いでまいりたいと決意いたしております。

交通安全が叫ばれている中、11月に小学校1年生の子供さんが交通事故で亡くなりましたことは、本当に残念でなりません。心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。11月、12月は、交通事故が大変多く発生するときでもありますので、市民の皆様も十分に気をつけて、安全運転をお願いしたいと思います。

さて、私も、ご存じのとおり、全国で高齢者、子供といった弱者をねらった犯罪が大変増加しております。本県は全国的に比較してみますと、それほど治安状態が深刻な状態とは思えないかもしれませんが、全国の刑法犯認知件数が、平成9年から7年連続して1万件以上推移しております。また、横手警察署管内の状況を見ましても、平成16年度の事件発生状況は800件を超えており、今後犯罪が地方へと流れてくることを考え合わせますと、地域の総合力で犯罪が起きにくいまちづくり、犯罪者にすきを与えない、防犯力の強いまちづくりが必要と考えます。

県の安全・安心条例は、平成16年4月より施行されており、合併後の県内の安全条例制定の地域は、井川町、琴丘町、藤里町、二ツ井町、そして潟上市が今年3月から施行いたしております。五十嵐市長の公約の一つでもあります安全と安心のまちづくりに、ぜひとも条例を制定し、取り組むお考えについて、ご見解をお伺いをいたします。

2点目に、子供の安全確保についてでございます。

学校内や通学路で子供たちが襲われる事件が全国で起きております。このたびの広島市、栃木県今市市の小学校1年生の子供さんが、相次いで下校途中に殺害された事件は、子を持つ親としてただ事ではありません。昨年、秋田県内においても、小・中学生が不審者に声をかけられたり、抱きつかれたりした事例が78件と、平成15年は19件であったことを思うと、異常に増えている現状でございます。このような事態が起こるたびに、さまざまな対策が講じられているにもかかわらず、すき間をねらって犯罪が増えていることから、日ごろの学校、家庭、地域の心を使った連携が必要と考えます。

質問の1つ目に、日本においては、通学路はこれまで子供たちが事故に遭わないようにと、人通りの少ない寂しい道を安全と考え、使ってきたと言われております。このことから、通学路の見直しについて、地域のマップづくりなども、子供たちが自分の足、目、頭で危険を判断することが、何よりも効果的であるとされておりますが、現在取り組まれている状況などがございましたら、お知らせをください。

2つ目に、これまで各町村ごとに安全対策に取り組まれてきたと思いますが、例えば平鹿町のPTAが主体となり、吉田っ子見守り隊、また、醍醐小学校の祖父母が中心となつてのパトロール、そしてこれまで私が提案、推進してまいりました防犯ブザー、公用車に子ども110番のステッカー、子供への暴力防止のCAPの教育プログラムなど、今後さらなる推進で、子供の安全確保に努めていただきたいと思いますが、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

3つ目に、新潟県加茂市では、2,700人の小・中学校で、800人を対象として、スクールバスが導入さ

れております。また、品川区では、防犯ベルを独自に改良し、防犯用のPHSを子供たちに支給しております。非常時には学校のセキュリティーセンターにつながり、児童の名前、学校名、そしてどこにいるのかが一目瞭然にわかるというシステムでございます。地域の方々に協力隊員になっていただき、登録制で1万1,000人を募り、体制づくりが推進され、人の力、安全システムなどが生かされ、初めて子供の安全につながっているようでございます。全国的には、住民らが赤色回転灯をつけた車で防犯活動をする赤色パトロールで対応しているようでございます。

そこでご質問でございますが、スクールバスの導入や防犯用のPHSの支給、2つ目の赤色回転灯の積載車での防犯活動についてのお考えについてお伺いをいたします。

最後に、県の教育庁では、県内の全小・中学校に登下校時の安全確保に対する取り組みについて、県警のシステムを通じて全小・中学校426校に電子メールで情報提供されております。本市においては、合併後、小学校26校、中学校13校の児童数8,510人となりました。今後、大人の目をさらに強化するためにも、子供の安全を脅かす情報、または不審者、交通事故などの情報を、パソコンや携帯電話、電子メールなどで情報の受信を希望する市民に配信できる体制が必要と考えますが、当局のお考えについてお伺いをいたします。

3点目の冬期間の安全確保の防雪さくの設置についてでございます。

本格的な冬将軍の到来のときを迎え、合併して初めての除雪に、当局の皆様もいつもと違う緊張感を持って除雪作業に取り組まれていることと思います。新市の除雪体制につきましては、基本的には旧8市町村の体制を引き継いだ形であり、合併したことにより、より一層市民の皆様喜んでいただけるような除雪を期待を申し上げる次第でございます。

除雪車は、市の所有と委託事業者の所有合わせて231台。凍結防止剤散布車は8台、それにかかわる職員、民間合わせて400人体制で除雪に当たられるとされ、除雪費用8億円が計上されております。合併後初めて臨む除雪作業が無事故で終わることを心からお祈り申し上げたいと思います。

さて、雪は毎年めぐり来る、天からの恵みではありますが、時として厄介な真冬日の地吹雪がございます。鳥海山から吹きつける強風で雪が吹き飛ばされ、視界が悪くなる地吹雪地帯では、吹きだまりに車両が突っ込む事故が毎年発生しております。こうした地域事情に対して、安全確保に対し、私はぜひ防雪さくの設置のお願いを申し上げたいと思いますが、当局のお考えについてお伺いをいたします。

4点目の公共建築物の安全性についてでございます。

一つ目に、アスベスト不安についてでございます。

最近、大きな社会不安となっておりますアスベストの健康被害が報道され始め、政府は、被害の拡大防止や国民の不安への対応、実態掌握の強化などを柱としたアスベスト問題の当面の対応が発表されております。具体的な取り組みといたしまして、早急な実態掌握のための調査、被害の拡大防止のために、学校等の施設におけるアスベストの除去及び曝露防止対策、健康相談窓口の開設や情報提供などが考えられます。我孫子市では、9月議会にアスベスト条例が提案されております。市民の不安を取り除くた

めの具体的な取り組みや姿勢、対応策が必要と考えます。本市の実態調査においては、五十嵐市長の所信説明でも報告がございましたが、現在の状況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

2つ目に、公共施設の耐震対策についてでございます。

最近、世間を騒がせておりますマンションなどの耐震強度の偽造問題。万一の場合は人命にかかわる大問題として報じられております。このような事態がもっとほかにもあるのではないかと。もしこれが氷山の一角だとしたら、大変なことだと思います。

これに関連して思いますことは、公共建築物の耐震度であります。本市においては、災害時の避難施設場所として、学校や体育館が指定されております。これらの耐久度、特に耐震度の調査について、または安全を保障するデータについてなど、住民にはどのように周知されているのかをお伺いいたします。

勢力の大きな台風や大地震に襲われたときのことを考えますと、市への行政の責任が問われるのではないのでしょうか。公共建築物は、住民の出入りが最も多く、中でも校舎は、これからの日本を背負う子供たちが学び、生活する場でもあります。行政は、建造物の安全管理、調査をしっかりと実施し、住民、保護者に安心感をもたらしてほしいと思うわけでございます。また、内閣府の調査によりますと、阪神・淡路大震災では、死者8割強が建物の倒壊による圧死であったとされております。特定地域における木造住宅の調査では、昭和56年以前の旧耐震基準により建築されました住宅の64%が大きな被害を受けており、昭和56年以前の住宅の耐震化が非常に重要であると指摘されております。耐震工事に対する助成制度は、各自治体によってかなり違いがあるようでございます。武蔵野市では、高齢者や障害者家庭に対する家具の取り付けを無料で行うなどの制度があります。このような助成制度についてのお考えと耐震対策はどのように進められているのかをお伺いいたします。

2番。教育行政についてでございます。

1点目に、食育について。

今、生活習慣病の予防を目的に、盛んに食育ということが言われております。食育とは、みずから食を選ぶ能力を含めた食の自己管理能力を育て、一人一人が自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を育てようとするものでございます。また食育は、知育、体育、徳育という3つの教育の基礎に位置づけられております。食育は、身体だけではなく心も育てます。毎日食べるものへの感謝の気持ちや、旬の食べ物から季節の移り変わりを感じる心、五感の働きを通して、おいしいと感じる感覚を育てます。さらに、食事前後のあいさつや、正しいはしの使い方など、日本の食文化を伝えていくものでございます。こうして、食育によって身につけた力は、成長してからも人生をさらに豊かにし、力強く生き抜く能力にもつながっていくことと思います。

食生活の多様化が進む中で、朝食をとらない等の、子供の生活の乱れが問題となっております。このような中で、子供が将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて、みずから判断し、実践して、食の自己管理能力や望ましい食習慣を子供たちに身につけさせることが必要になっております。このため、今後栄養教諭が、小・中学校における食に関す

る指導の中核的な役割を担い、子供たちの健康を保持、増進していくことができる能力の育成に貢献していくことが期待されております。

子供たちが将来にわたって健康に過ごせるよう、栄養教諭制度が創設されました。今後、都道府県では、栄養教諭制度のスタートに伴い、地域の状況を踏まえつつ、栄養教諭を配置していくこととなります。本市の小・中学校における食育については、米を中心にした日本型食生活の定着を目的として、秋田県教育委員会の指導のもと、食生活カリキュラムをもとに実施しております。給食や家庭科、そして総合学習の時間等をフルに利用して、食に関する指導を行い、子供がみずから食生活を考え、改善しようとする能力が身につくよう指導がなされております。

このたび、国においては、7月に食育基本法が施行され、国全体としての食育の推進について議論が開始されております。本年度をめぐり、食育推進基本計画を策定すると伺っております。本市においても、食をめぐるさまざまな課題を考えますと、食育基本理念に基づく食育推進基本計画を策定し、市民全体として取り組むことが望まれると思います。特に子供たちに対する食育については、朝食の欠食や、子供だけで食べる個食の割合が31%、そして、すべての学年において肥満傾向の児童が増えてきております。

そこで、質問の1つ目に、これまでの食に関する指導については、特別非常勤講師制度を活用し、現在、学校教職員の協力を得るなどして事業を実施してまいりましたが、今後、食育基本法の成立とともに、各小・中学校における食育についての実施計画はどのようになるのか、お伺いをいたします。

質問の2つ目に、栄養教諭制度は、健康教育の一環として、食に関する指導の充実と正しい食習慣を身につけることを目標に、平成17年4月1日より施行となっております。現在、本市においては、学校栄養士8名、講師1名、うち栄養教諭資格取得者2名おります。この9名で、小学校26校、中学校12校の食育を支えております。今後の栄養教諭の配置と育成についてのお考えをお伺いいたします。

2点目のキャリア教育についてでございます。

今日の少子高齢社会の中で、産業、経済構造の変化により、将来への不安、不透明さが増す中で、就職、進学を問わず、進路をめぐる環境は大きく変化し、フリーターやいわゆるニートの増加が問題となっております。このような状況の中で、子供たちが生きる力を身につけ、明確な目的意識を持って日々の学校生活に取り組む姿勢、激しい社会の変化に対応し、自身の進路を選択できる能力や、しっかりとした勤労観、職業観を身につけ、さまざまな課題にたくましく対応できる社会人として自立していくことができるようなキャリア教育の推進が求められております。

文部科学省より、雄物川地区が平成17年、18年度キャリア教育推進地域として指定を受け、キャリア教育の実施をしております。私も先日、雄物川中学校PTA授業参観の夢体験キャリア講座の取り組みを見学させていただきました。お菓子づくりの仕事、過去の文化と日本の心、手話通訳士の活動を通じて感じたこと、人と動物の触れ合い活動、遺跡発掘調査の仕事など、11のキャリア講座が実施されておりました。講座は生徒自身が選り参加しているとのことで、真剣なまなざしで授業を受けており、保護

者と一緒に将来の職業の選択を考えるよいきっかけになると感じてまいりました。また、実際に専門の講師を呼んでの取り組みは、日々の体験をもとに話がされているので、働く人の思いが伝わって、現在の学校生活に将来へ結びついていると実感することができました。このようなキャリア教育の推進を本市の全校で取り組むことができたなら、何のために勉強するのかといった素朴な疑問が払拭し、将来の夢に向かって勉学できるのではないかと感じた次第でございます。

それでは、質問の1つ目に、本市においては、小・中学校合併をして、8,510人の子供がおりますが、全校にキャリア教育を実施できるような体制にならないものかと感じた次第ですが、今後の取り組みについての当局のお考えをお伺いいたします。

質問の2つ目に、現在、文部科学省より雄物川地区が17年、18年度の2年間にわたって、キャリア教育推進地区として指定を受け、実施しておりますが、どのくらいの予算が盛られているのか。また、小・中学校で実施するとすれば、どのくらいの予算が必要なのか、お伺いいたします。

3番目の福祉行政についてでございます。

1点目に、新横手市における保護世帯の動向と対応についてでございます。

バブル崩壊後の雇用、失業問題は、年齢を問わず大変厳しい状況になっており、ハローワークに行きますと、仕事を探す人々であふれております。若者の労働人口は県外へと流出して、年々自立能力が十分でない高齢者世帯や、傷病障害者世帯の要援助ケースが大変多くなってきております。今後の経済、景気動向によっては、保護世帯が増加していくものと考えます。現在、横手市では、保護世帯が442世帯、保護者数が612人で、地区別に見ますと、旧横手地区が約50%を占めております。合併後は事務的手続の上で、以前からすれば不便になり、ケースワーカーは、福祉事務所のある大森町から出向く機会が多くなっているため、その改善方法や今後の対応についてお伺いをいたします。

2点目に、障害者自立支援法についてでございます。

平成6年度の障害者基本法の施行により、国・県はもとより、障害を持つ方の身近な市町村において、障害を持つ方のニーズに合った施策推進と、それぞれの身体、知的、精神などに対する均衡ある福祉サービスの提供が求められております。このたび、身体、知的、精神の3障害の福祉サービスを一元化し、低率の利用者負担を求める障害者自立支援法が可決され、自立支援医療の見直しが来年の4月より実施されることとなりました。障害者自立支援法の成立により、障害を持つ方々の不安と困りごとは、障害の種類によって異なり、身近な地域でサービスを利用しやすいまちづくりの取り組みが望まれております。

先日、私は、障害を持っている方からお手紙をいただきました。その中には、障害を持ちながら、あるがままの自分で勝負するしかない、どんどん社会に出ようとひたむきに頑張っている姿がつつられておりました。

最近、湯沢市の元ジャスコ跡に、ビッグフレックのお店ができ、そのお店の一角に、湯沢市の社協とビッグフレックのお店の協力により、交流の場ができており、横手市にもそんな取り組みができないか

との相談でございました。

また、大曲市の駅前近くの花火通りに、「ほっぺ」と福祉喫茶があります。一度社協の方に出向き、お話をしたことがあるそうですが、残念ながら実現には至らなかったようです。今後、障害の方々の相談支援事業、または地域活動支援センター等がこれから整備されることと思いますが、空き教室、空き店舗、民家など、障害福祉サービスの拠点の設置についてお伺いをいたします。また、これまで推進してまいりました聴覚障害を持つ方の耳マーク、または人工肛門の方のオストメイトトイレの設置などの推進についてもお伺いをいたします。

手紙の最後の結びには、1人で悩む人がいなくなるように、みんなで話し合える場が欲しいですね。障害を持っているお母様方のお役に立ちたいのです。一人一人皆孤独です。でも、仲間がいることがわかれば、少しは強くなれます。

私は、1人の悩みは100人、1,000人に通ずるものと受けとめております。10万都市のまちづくりには、障害を持つ方への思いやりの視点を心からお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

ご清聴大変にありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 議員のご質問、大きく3点ございましたけれども、その中の3番目でございます福祉行政について、私の方からお答えを申し上げたいというふうに思います。

福祉行政の項で、2つございましたが、1つ目が、新しい横手市における生活保護世帯の動向と対応についてというお尋ねでございました。新しい市になりましてからは、秋田県の南福祉事務所が実施しておりました7町村分の生活保護業務が、当市の福祉事務所に移管されまして、10月1日現在での被保護世帯は、旧横手市が250世帯、旧平鹿郡内が192世帯で合計442世帯、保護人員が612名となっております。その後、11月末日まで新規申請が23件ございまして、被保護世帯になった世帯は16件でございます。単身世帯が73%となっております。また被保護世帯の中で、だれかが働いている世帯が全体の8.5%と、就職難を反映しているというふうに思っている次第でございます。現在は社会福祉課社会福祉担当が生活保護業務を担当しておりますけれども、ケースワーカー6名、査察指導員1名の計7名の体制で業務を行っているところでございます。市町村合併によりまして、1人の職員が担当する区域が広範囲になりましたが、相談者に迷惑がかからないよう、万全の体制を心がけているところでございます。

また、福祉事務所は大森庁舎に設置されておりますが、各地域局の福祉保健課に相談業務を担当する職員が配置されておまして、相談の内容に応じてすぐ対応できるよう、福祉事務所と緊密な連携を図っているところでございます。

生活保護申請も、各地域局で受け付けておまして、緊急を要する場合は担当のケースワーカーが相談者に面接、訪問できるような体制を構築しているところでございます。なお、横手地域では、これま

でケースワーカーが相談者にすぐ対応していましたが、皆さんの戸惑いを少しでも解消できるよう、業務量の多い月曜日と金曜日は、担当ワーカーが交代で地域局に常駐しているというところがございます。今後は月に15から16件のペースで保護申請が提出されるというふうに予想しております。景気回復が見込めず、高齢化、就職難と非常に厳しい状況の中、被保護世帯の増加は続くものと考えているところがございます。このような状況に対応すべく、ケースワーカーの資質向上のための講習会や研修会参加を促してまいりたいと考えているところがございます。

この項の2つ目に、障害者自立支援法についてのお尋ねがございました。来年4月から施行されます障害者自立支援法、この法律では、障害者のニーズに応じて適切な支援が効率的に行われるよう、これまで障害種別ごとに分立しておりました33種類の既存施設、事業体系というものが、6つの日中活動と居住支援に再編されるものがございます。施設入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用実態の乖離を解消するため、一人一人の利用者に対し、身近なところで効果的、効率的なサービスが提供できる仕組みを構築しようとするものがございます。これにより、行政では、就労に伴う一般企業への雇用、または在宅就労などが見込まれる障害者に対しての支援策が急務な課題となると考えておまして、今後誠意を持って取り組んでいく考えでございます。

また、ご質問にもございました障害者用の耳マークと筆談用具につきましては、現在、横手地域局に設置しておりますが、今後は他の地域局にも配備いたしたいと思っております。なお、オストメイトトイレの設置につきましては、横手市障害福祉計画の策定の中で検討してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

そのほかの点につきまして、担当の方から答弁をさせたいと思っております。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 教育次長。

伊藤孝俊 教育次長 幾つかのご質問がございましたので、お答えを申し上げます。

初めに、子供の安全確保についてでありますけれども、議員のお話の中にございましたが、地域のマップづくりについてでございますが、最も新しいアンケート調査によりますと、市内38校中32校が既にマップ作成が完了しているということでもあります。この32校については、夏場のマップ、それから冬場のマップというふうに分けて作成している学校もあれば、学校によってさまざまであります。学校の規模、それから通学の範囲等もございまして、共通して同じようにというわけにはまいりませんが、今後、冬休み明けまでには、残りの6校も完備する予定でございます。

このマップの中には、休日の生活上の危険箇所の明示、それから交通安全上、交通安全にかかわる危険箇所の明示、もしくは不審者の情報等、学校によってさまざまな取り扱いをされているということでもあります。

それから、今後の安全確保についての取り組みということでお話ございました。昨日も若干お話を申し上げましたが、各地域における防犯ボランティアの組織化、運動の継続化、それから今日、お話ございましたように、視点を変えたCAP等の教育プログラムの教育センター等での講座化、さらには、

再度各学校にお願いしましたが、危険箇所の再点検をした上で、どう今後対応するかという対応策の協議等、それらを進めながら進めてまいりたいと思っています。

次に、スクールバスの導入、防犯用のPHS、青色回転灯等についてのお考えということでご質問をいただきました。

まず、青色回転灯につきましては、非常にパフォーマンス効果の高いものであるということで、実際に効果を上げている市町村がございました。これについては、使用許可等、警察の方との打ち合わせを今後進めていかなければいけないだろうと思っています。各地域において、防犯ボランティア等の組織が進んでいけば、この青色回転灯の配備もさらに進んでいくものと考えております。

防犯用のPHSにつきましては、今後これは検討の余地があるものだろうというふうに考えています。ただし、それらの情報をだれがどのように正確に見届けていくのかという問題がございますので、それらの問題も総合的に考えながら対応を検討してまいりたいというふうに思っています。

スクールバスについてであります。これは、実際に導入をした町村があるように新聞紙上で報道もされておりますが、大きな効果的な抑止力の一つとして考えられると思います。しかし、現在起こっている犯罪の根っこの部分には、地域の教育力もしくは家庭の教育力等の低下が原因となっているということは、否めない事実でもあります。そういう意味では、このような機会に、地域とのつながりをみずから断ち切ってしまうスクールバスの導入というよりは、今こそ地域の本来持っている教育力を再生する方向で考えていくべきではないかという考えをいたしておるところです。したがって、現時点でのスクールバスの導入というは考えておりません。地域の本来持っている教育力の再生をここで目指していきたいというふうに思います。

それから、情報の発信につきましてはのお話がありました。実は先週の金曜日、校長会等の協議会で、若干お話をさせていただきましたが、全市民にということでありまして、私が答える立場ではございませんが、こと学校に関してお話を申し上げれば、保護者の大半は、現在携帯電話を保有しているものと考えられます。したがって、緊急時におきましては、その携帯電話等を使用しての学校からのメールの送信が可能ではないかというふうに思っています。しかし、一方、これアドレスの管理、それからメールの送信等に伴います情報の漏えい等、さまざまクリアしなければいけないハードルがあるかと思えます。それらのハードルも総合的に判断をして、いずれ何かの方法でこういう緊急の情報を発信できる仕組みをつくっていく必要はあるだろうというふうに考えています。

続きまして、食育についてのご質問がございました。議員のご指摘のとおり、現在の食に関する状況を考えた場合、この食育の法制度が整備されたということは、大きな前進であろうととらえております。食生活を取り巻く社会環境が大きく変化をしまして、食生活の多様化が進む中で、議員ご指摘のとおり、朝食をとらない子供と、将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて、みずから判断し、食をコントロールしていく、食の自己管理能力、もしくは望ましい食習慣を子供たちに身につけさせることが必要であることは、言うまでもありません。その中で、

食に関する指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の必要性は、今後大いに高まっていくものと認識しております。

しかし、この食の教育に関して、現在、2つの大きな課題を抱えております。1つは、この栄養教諭制度の推進にかかわることではありますが、そもそも義務教育諸学校において、すべての学校において給食を実施しているわけではございません。一方、地方分権という趣旨から、栄養教諭の配置というのは、地方公共団体の判断によるというふうにされております。公立小・中学校の栄養教諭は、県費負担教員であるということで、都道府県の教育委員会の判断によって配置されるものであります。栄養士でありましても、すべての学校に配置されているわけではなくて、本市におきましては、給食センターに配置されているという状態です。したがって、この栄養教諭の今後の配置につきましては、県の方針等との兼ね合いを見きわめながら、本市でもそれに従いまして進めていく必要があるというふうを考えております。

ただ、食育を進めていく関係上、現在の給食センターに配置されている栄養士等については、研修を受けるように進めており、県からの認定を受けて、実際に栄養教諭という形で、非常勤講師として勤められるように、現在進めているところであります。また、各校においては、それぞれ各校の実態に応じて、この食育に関する授業を展開している実態もございます。

また、もう一つの課題は、実施に当たって、教育課程編成にかかわる問題でございます。教育課程の中にどのようにこの食に関する指導を組織化をしていけばいいのか。そこまではまだ正確に文科省等からのお話が出ていない現状であります。そこら辺の教育課程への導入のあり方等、今後さらに検討を進めていかなければ、実際の学校の教育の中でこれを進めていくということにはつながらないものと思いますので、そこら辺の研修をこれから大いにしていく必要があるというふう考えています。

最後に、キャリア教育についてであります。雄物川中学校の方の研究会にご参加をいただいたり、大変ご理解をいただきまして、ありがとうございました。その中で、全員にキャリア教育を実施できるような体制にならないかということ等がご質問で出されましたが、実はこのキャリア教育といいますが、議員の皆様もかつて、職業教育もしくは進路指導というような名前で時間が設定されたものと思いますが、全く基本的にはそれと同じものであります。最近のニートだとかフリーター等、職業観に著しく支障を来す若者が増えてきた現状等、これまでは小学校においては進路指導が明確に位置づけられておりませんでした。生き方指導という名で、さまざまな形での取り組みは、小学校でもございましたが、進路指導という大きな枠の中で、小・中・高が12年間のスパンで体系的につくられてきたというわけではございませんでした。そういう意味で、このキャリア教育という名前がつきまして、職業観、勤労観をすべての児童・生徒に等しく教育するという理念のもとで、12年間のスパンで教育課程を編成できないかということで、新しくこのキャリア教育という考え方が導入されたわけです。本市におきましては、雄物川の小・中、それから雄物川高校含めて、12年間のスパンでこのキャリア教育を推進していくということで、現在取り組みをしております。したがって、これまでも進路指導という名のもとに、各

中学校、それから、生き方指導ということで、各小学校で取り組んできたものを、今後、雄物川の研究をもとに、9年間、もしくは高校も含めて12年間の体系を整備をするという意味で、今後広げていく必要があるだろうと考えています。

なお、予算についてのご質問がございましたが、文科省からの指定でございまして、これについては、小・中・高すべてまとめまして、130万ほどの予算がついております。その使い道でありますけれども、講師謝礼につきまして、85万ほど使われているようです。校数で割りますと、1校に13万程度の講師の謝礼金みたいな形で使われております。残りは図書費、それから教職員の研修費等に使われておりますが、今後、全小学校でというお話でしたが、実はこの講師の謝礼につきましては、実情がさまざまでございまして、例えば市役所の職員がご招待を受けて、市役所の説明をしにいたりする場面も多々ございますが、その場合は一切いただかなかつたりということで、職種、それから招待、お願いをする方等でずいぶん著しく異なる現状がございます。現在は各学校の自助努力でその予算を捻出しているのが現状であります。したがって、どれくらい必要かということについては、なかなかお答えしにくい部分がございますが、いずれ新市の教育の状況を考えた場合、今後地域の教育力をさらに活用するという点では、考えていかなければいけない、予算化も考えていかなければいけない部分であろうというふうに認識をしております。

以上でございます。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 安全対策について、仮称「市民生活の安全条例」の制定についてのご質問がございました。これまで日本という国は、外国と比べまして、ほとんど、余り大きな犯罪がなくて、安全で大変良好な社会秩序を保ってきたというふうに考えておりますけれども、現状は、犯罪件数が大変増えてまいりまして、そうして広域化、凶悪化しているような傾向にあります。特に今回の児童の誘拐殺人事件につきましては、日本の安全神話が完全に崩壊したのではないかなというふうに感じております。

このような状況の中で、市といたしまして、どういうふうな対応をするのかということ、具体的なことはこれからいろいろ詰めてまいりたいと思いますけれども、まずは基本的には、警察を初め関係団体、関係機関と連携して、一体となって犯罪や事故のないまちづくりを進めていきたいと、そういうふうに考えております。

そういう意味で、まずは市民の安全に対する横手市の基本的な対応方針というものを明確にしたいということで、議員がご提案の市民生活にかかわる安全条例の制定というものも、ひとつ視野に入れていきたいなというふうに考えております。

この条例に関しましては、旧増田町さんの方で、もう既にこの条例を制定した経緯がございます。そういうわけがございますので、その増田町さんの条例等も踏まえまして、今度十分に検討をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 安全対策について、防雪柵の設置をというご指摘をいただきました。現在、国道あるいは県道では、風雪などのときに、視界が非常に悪いというところについては、防雪柵を設置をしている現状にあるわけでありまして。我が市においても、一部の地域でありますけれども、設置をいたしております。しかしながら、この防雪柵の設置について、近年特にいろんな意見が実は寄せられているわけでありまして。その中で特に多いのが、カメムシ防除のための草刈りに非常に支障を来すと。大変困っているという意見があります。さらには、景観や視界が非常に悪くて困るというような反対意見も実は多く出されているのも現状であります。そういうことを踏まえながらも、議員がご指摘のように、冬期交通の安全確保という点からは、必要な箇所については、国道は国の方へ、あるいは県道については県の方に要望しなければならないというふうに思っていますし、市道につきましても、地元地権者の皆さん方の理解と協力が当然必要でありますから、ぜひ実情を調査をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 公共施設、公共建築物の安全性についてご質問がありました。この問題につきましては、市長の所信で述べたとおりであります。この問題につきましては、旧市町村ごとに調査した結果によりまして、疑いがあるものを含め、26カ所で、そのうち含有検査で発見されなかった箇所が3カ所、含有率が1%未満の箇所が5カ所となっております。残り18カ所のうち、今年度中に除去工事等で対策がとられるものが5カ所、露出していない箇所が5カ所、立ち入り制限等を行っているところが6カ所、使用を閉鎖しているところが2カ所となっております。

また、この調査は、旧市町村ごとに行ったものでありまして、同一レベル、同一の基準でもっての調査とはなっておりません。いま一度、統一した基準のもとで、全施設を調査する必要があると考えております。その対策につきましては、管財課並びに住宅建設課を中心に、今協議しているところでございます。

続きまして、耐震につきましてですが、公共施設の耐震対策につきましては、小・中学校につきましては、国の方の方針もございまして、一定の調査、対策を講じております。また、その他の公共施設につきましては、建物の実態調査をこれから調査をしながら、今後の対策を講じてまいりたいと考えております。いずれそれらの情報につきましては、情報の提供方法も含め、市民の皆様方の不安を解消するように努めてまいりたいと思います。

次に、土田議員さんの方から具体的に提案をいただきました。高齢者や障害者家庭に対する家具の金具の取り付けについてでございますが、人命を守る上からも、大変大切なことだと思います。市では、18年度中に地域防災計画を策定すべく、今準備を進めているところであります。その策定の中で、市民の安全、安心を第一にとらえながら、そういう問題も含めて、どういうことができるのか、必要なのかを検討していきたいなと、そのように思っております。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 土田議員さんの障害を持つ方の観点で、障害を持つ方の交流の場の設置という関係につきまして、湯沢市、大仙市の事例を挙げられましてのお話があったわけであります。自立支援法では、いわゆる障害を持つ方の社会参加といいますか、自立をいかに支援していくのかというふうなメニューの出し方も求められております。この横手市の障害者福祉計画は、19年3月までに作成をしなければならないというふうな法的な期限もございまして、この中で、必要については、十分私も認識しておりますので、この中で具体的に検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

田中敏雄 議長 2番土田百合子議員。

2番（土田百合子議員） まず、1番の安心・安全条例の制定についてでございますけれども、これまでも五十嵐市長には、今回で3回目の質問でございまして、私はこれまで何回も、検討しますというふうなお話を伺ってまいりました。このやはり今の社会状況というのは、本当に大変な状況でございまして、横手署管内でも、もう847件の事件が発生しているわけです。そして子供たちも1,000人を超える、徘徊して補導されている子供たちがおります。そういうことをかんがみますと、今やっぱりこういうときに、こういう条例制定をしっかりと、市長として公約として挙げているのですから、やっぱりしっかりと、ここで決意をお伺いすることができたらというふうに思います。しっかりと、警察と連携をとってということ、簡単に連携ということが、非常に美しくうたわれておりますけれども、その連携ということはなかなかできないわけなんです。やはりそういうことを考えますと、どうしても今、この時期に、やっぱりしっかりとした条例を制定してやっていくべきと私は考えております。

それとあと、子供たちの防犯ブザーですけれども、配布されていない箇所が5カ所ありますけれども、これは全小・中学校の子供たちに配布されていくのかということをお伺いしたいし、これまでの公用車の子ども110番のステッカーは、旧横手市だけでしたけれども、今後は全域にそういう形で進めていくのかも、併せてお伺いをしたいと思います。

公共建築物の安全性ですけれども、耐震については、学校の場合は一定の調査はしたと、こう言われておりますけれども、学校統合予定の学校までは、全然調査されていないわけですね。大森小学校、白山小学校、保呂羽小学校、川西小学校という。中学校の雄物川中学校なども検査されていない状況があるわけなんです。それで統合問題があつてのことだと思いますけれども、やっぱりそういう情報をしっかりと伝える上で、統合問題を考えていく、早急に考えていくということも、大切ではないかというふうに考えますけれども、このお考えについてお伺いをしたいと思います。

それと、教育行政の食育についてでございますけれども、今後、栄養教諭の配置というのは、各市町村、県の動向を見てということでありましたけれども、やはり今の国民の状態から言いますと、非常に子供たち、大人の成人病と言われる病気が言われている状況にありますので、やっぱりこういう安全とか、やっぱり食育全体にわたることについては、五十嵐市長からもご答弁をいただきたいなと、このよ

うに思います。

キャリア教育の中の、これから全域に広めていくというと、大変予算もかかるということでしたけれども、私の提案といたしまして、これから団塊の世代という、企業戦士と言われている方々がたくさん帰ってくるわけでございます。そういう方々を、人材バンク登録制について、そういうふうにして、こういうキャリア教育の中に人材を生かすことができないものかということをご提案したいと思っております。

そして、子供でも、知的財産権が得られるような、弁理士による出張事業などがございますので、これは無料で行われているようでございますけれども、やっぱりこういう視点をどんどん教育の中に生かしていただきたいというふうに思っております。

次に、福祉行政の保護の対応についてでございますけれども、五十嵐市長は、この今の現状を余りよく知られていないのではないかなと私は思いました。なぜかといいますと、旧横手市に配置していた人員というのは、4人が配置されていて、これまで対応されてきたわけなんですね。現在は配置されていないとすれば、もうそれがどれほど大変な状況であるかということが推測されるわけなんですね。県南の状況を見ますと、由利本荘市では、429世帯のところを、ケースワーカーが7名で対応しておりますし、本市においては、442世帯と多いにもかかわらず、5.5名というケースワーカーに対応されている。そして合併をして、これだけの広い距離を、1軒歩くにしても1時間、2時間、もう往復でかかってしまうというような現状がございますし、やっぱりそういう点を、今後の取り組みの中に入れていただいて、できれば横手市には常駐のケースワーカーを置いていただきたいというふうに検討していただきたいと思っておりますけれども、その考えについてお伺いをしたいと思います。

障害者の支援法に伴って、いろいろな困り事相談を私も受けておりますし、そういう中であって、やっぱりこういう交流の場、そんなにセンターとかがあって、そういう問題ではなくて、身近なところに相談できる場所が欲しいということが、まず要望されているわけですので、19年とかと言わないで、そういう身近なことからやっぱり、新市、4万都市でできなかった、10万都市の中で早急に対応すべきと考えますけれども、このことについてはどうなっているのかということをお伺いをしたいと思います。

以上です。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 市民生活の安全条例の制定につきましては、確かにそのとおりだと思っております。この制定に向けては、準備をするということでご理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、議員もご指摘ありましたとおり、関係機関との連携とは何かという話ではありますが、その連携が図れない、あるいは具体的な条例制定に伴いまして、具体的な行動の方向だとか、方向づけだとか、具体的なアクションがなければ何もならないわけでありまして、そういう条例はつくらぬ方がいいと思っております。そういう条例をきちっと作る努力を、やはりこれからしていかなければならないと思っておりますのでございます。

それから、食育につきましては、基本的に今の子供たちの食の乱れは、やっぱり親の食の乱れかなと

いうふうに思わざるを得ないところがございますが、さまざまな観点から、食育をきちっとしたものにしていく努力は、これからも教育委員会と一緒にやっていきたいと思っているところでございます。

それから、福祉行政の中のケースワーカーの問題につきましては、万全の体制でないのは承知しているところでございます。それは合併直後の体制がなかなかとりがたい。頭数の問題だけではないというのがあるのは承知しているところでございますが、職員は今、全力を挙げて頑張っているところでございます。その辺もう少し、状況を見ながら、これからの対策を講じてまいりたいと思います。

以上でございます。

田中敏雄 議長 教育次長。

伊藤孝俊 教育次長 防犯ブザーの件に関しましてご質問がございましたが、全く持っていない、それから何かしらの形で一部持っている、一部は持っていないということで、ご返答いただいたのが全部で6校ございました。数にしますと約1,000個になります。残りの7,500程度は持っておりましたので、今回、予算化に向けてお願いをしたところであります。1,000個購入して、配布する段階では全員が持つということになります。

それから、110番のお話がございましたが、実はこの110番に関しましては、具体的に助けを求める先が指定をされて、はっきりわかっている学校ということでアンケートをとりました。26校の答えが返ってきています。先ごろ行われました連絡協議会等でも、110番の指定が行政の方でされた地区もあれば、学校独自でお願いをしたところもありまして、この110番に関しては、さまざまな状況がございました。とりあえずは、この状況を全体として把握をして、もう一度その110番のあり方については、検討をすべきではないかと現在考えています。したがって、ステッカーまでは、まだ話が進んでいない状況であります。ご理解いただきたいと思います。

それから、キャリア教育についてであります。人材バンクというお話がございました。お話しのとおりだろうと思います。それから、弁理士のお話もございました。さまざまなメニューを豊かに準備をしながら進めていくというのが必要な条件だろうと思います。そういう意味では、利用できるものは今後利用させていただくということで考えています。

人材バンクについては、各校で現在のところ、人材バンクを登録して運営している状況が、特に中学校の方にはございます。したがって、それらの状況を調査しまして、行政の、教育委員会として全体を統括するのがいいのか、これまでのように、各校独自でバンク形成をしていくのがいいか、そこら辺をすり合わせをして対応をしていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 答弁漏れがございました。大仙、湯沢の事例における交流の場づくりでありますけれども、担当といま一度協議をしてみたいと思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

午後 0時17分 休憩

午後 1時20分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥 山 豊 議員

田中敏雄 議長 11番奥山豊議員に発言を許可いたします。

11番奥山豊議員。

【11番（奥山豊議員）登壇】

11番（奥山豊議員） 市政発展のために大変な努力をされております市長を初め市当局の皆様、深甚なる敬意を表すものであります。

10万新市の議員となるべく、選挙戦をたくさんの方々から支えていただき、夢中で走り回り、晴れてその栄を与您いただきました。あっという間に2カ月がたとうとしております。改めてその重責の重さを感じながら、会派の同志の皆様方から激励をいただきまして、地域住民の代弁者として、初めて登壇する機会をいただきました。

さて、平成の大合併は、時代の要請であります。そして昭和の大合併から50年。そして戦後60年という節目の年。戦争を知らないで育った私ですが、今、国際社会の中で、我が国、そして地方も、改革と改善されなければいけない分野がたくさんあります。市町村合併のこの機会にスタートしたこの時点に、お互いの地域間のよさを理解し合い、認識し合って、そして一体性を築き上げながら、10万市民の誇れるまちづくりをしていかなければいけないと考えます。

子供たちを犯罪から守るよい環境で教育を受けさせる。学校を卒業したら、豊富な職場がある。自殺者全国一の汚名を返上する。老後、安心して暮らせる。考えなければならないことが山積しております。私は、合併に参加した8つの市町村の地域住民が、私ども議員に何を期待し、何を望んで、何を実行していくのだろうと、注目していることと思います。少子高齢化の時代、大変厳しい財政事情であります。市民が少しでも暮らしがよくなるように、暮らしがよくならなければ、何も生まれません。生きていく喜びを見出せる社会づくりにともに頑張りたいと思いますので、議員の皆様、市長を初め当局の皆様、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告しておる順に質問いたします。

最初に、旧8市町村の均衡ある事業推進についてであります。

新年度から本格的に国の財政支援を受けて、新しいまちづくりに着手するわけでございますが、8市町村が合併に引き継ぎを要望している市街地整備や道路整備等の新市一体事業費枠での事業、流雪溝整備事業等の地域事業費枠での事業が今後予定されております。当然、優先順位、費用対効果の検証で、

事業の絞り込みも必要であろうし、各市町村間のせめぎ合いも予想されますが、基本的に新市建設計画に沿って行われるものであると考えますが、全市全体を見渡した観点から、バランスのとれた展望をしないと、合併の意味はありません。新市の中心は横手市ですが、合併に参加した市町村が均衡ある発展をしていくためには、バランスのとれた事業の推進が必要であると考えますが、大変厳しい財政状況の中であって、市長はどのような方策の中で事業を推進していこうとしているのか、お尋ねいたします。

次に、農業政策であります。

これまで国が示した米政策改革大綱に基づいて、私の地域、大雄は、水田農業の安定的な発展を目指すために、地域の特性を生かした大雄村地域水田農業ビジョンを定め、新しい水田農業が全農家参加のもとにスタートしてから2年が過ぎました。この後19年度から始まる米改革は、国の主導から大規模農家や農業団体に生産調整が移る政策に転換されますが、それに合わせて4ヘクタール以上の認定農家等の担い手と小規模兼業農家が参加しての20町歩以上の経営体等、組織して取り組まれる農家へ補助金を集中する施策が導入されます。そして、重点施策の一つに、品目横断的経営安定対策を導入し、全農家を対象としてきた品目の価格の助成を担い手に絞った対策に転換されます。このことによって、米を基幹とする私たちの地域、そして農家は、その改革によって大きな転換期を迎えようとしております。農家は、その時代の米政策とともに、その地域と集落営農を守ってきたのでありますが、地域の中でも生きてきた農家の人たちも、米政策の改革によって、農業、農村そのものが線引きされようと、そして見直しされようとしています。

これまでの農政では、すべての農家の参加のもとに、農業で再生産できる農政であることを信じてやってきました。戦後農政が見直されようとしている今回の改革は、集落営農の存亡につながる大変な政策転換であり、大きな課題であります。一農家当たりの経営耕作面積、全国平均で約1.2ヘクタール、本県平均で2.0ヘクタール、兼業農家は、全国の農家の8割、そして本県の農家の9割を占めております。小規模農家が大多数を占める現状であります。そして、これまで日本農業を支え、守ってきたのは、家族経営型の兼業農家であります。休日に若者が後継者となるべく、農業形態と既存農家の維持のためにも、助成対象を、補助対象を小規模農家にいかにこの対策の中に組み入れて、生産体制を整えるかであります。農村社会が崩壊するような政策であってははいけません。合併して幾ら大きな町になっても、横手、平鹿の産業の基幹は農業であります。19年度から始まる米改革、20町歩以上の経営体。どのように指導し、育成していくのか。そしてあと1年、経営安定対策のもとで、地域農業をどのように盛り立てていくのか。また、新対策に入れない農家は見捨てられてしまうのか。その対応についてお尋ねいたします。

次に、災害防止対策であります。

去年は台風集中豪雨が10回も我が国を襲い、死者233名、家屋の全壊約1,300戸、半壊、一部損壊が約8万戸など、大きな被害をもたらしました。本県でも、台風15号による強風や塩害で、農作物にも甚大

な被害をもたらしたのであります。また、私の地区でも、これまで災害のない村だと言われながらも、6月30日の集中豪雨によって中小河川が増水し、基盤整備事業によって整備された水路でありながら、排水路からの逆流で排水機能が不能となり、冠水によって稲、スイカ、トマト等の農作物に被害がありました。それに対する補償もなく、農業共済の対象にも該当しません。ただ被害を受けた農家の丸損です。河川管理の責任を問う声もあります。こうした事態は、雨量が以前より急激に増大し、近年、水路もコンクリート化され、水の流れが速まり、一気に増水する傾向にあります。こうしたことから、これからは都市域の浸水の被害も発生することも予想されます。浸水被害を軽微にするためには、浸水想定区域を設定し、公表して、洪水の予報を伝え、避難誘導を迅速に行わなければいけません。住民への周知手段として、また防災情報の充実のために、洪水予報の伝達方法や、避難場所等を記載した洪水ハザードマップが位置づけられるようになりました。被害を未然に防ぐこと、人命と財産を守ることが重要であります。

国において、主要な中小河川を対象に、水防法を改正して、住民への周知手段として、防災情報の充実を図るために、17年度から市町村に洪水ハザードマップの作成と公表を義務づけられました。市長の議会初日の所信表明で、地域防災計画の策定に取り組むことの決意の表明がありましたが、洪水ハザードマップ作成、そして公表への対応と、このことについて危機管理体制は、そしてまた、災害発生したときの指揮はだれが行うのかについて、お尋ねいたします。

次に、学校教育であります。

県の統計調査によりますと、県の人口が115万人台を割り込み、114万人台に入りました。この間、平成10年から7年間で5万人の人口減少です。このことは、例えて言えば、5万人の町がこの7年間でそっくり丸ごと消えてしまったということになります。少子化は、大きな社会問題であると同時に、国を挙げてその対策に取り組まなければ、国の存亡につながるのだと考えます。

さて、県の教育委員会は、少子化に伴って、角館、鷹巣・阿仁、大館、能代、湯沢の5つの地区の公立高校19校を、10年前後に統合再整備する総合再整備計画を発表されました。学校は地域の拠点、どうして我が母校がなくならなければいけないのかという切実な訴えも聞こえてきます。

このような中であって、母体校を横手工業高校とする県立横手清陵学院中学校高等学校が開校2年目を迎え、先日竣工できましたことは、学校改革によって、将来にわたり社会貢献できる人材が育成されることと、大きな期待を寄せるものであります。

このこととは別に、合併協議会の資料をもとに、本市の児童数の現状を見ると、最新データの平成17年12月1日現在では、小学校26校、中学校は清陵学院の中学校を入れますと13校であります。合併協のときの資料では、小学校が30校で児童数が6,054人でありました。平成12年度の圏域の出生数は843人であり、このまま出生数が続いたとしても、843人掛ける6学年でありますので、イコール5,004人となります。全体で1,054人の減となる数字が出ます。この数字は、複式学級あるいは圏域の小学校在数校消滅する規模の児童数の減少であると示されております。

中学校の現状を見ますと、中学校の3学年分として、現在の小学校の半分が中学校に進級した場合、生徒数が3,027人で、現状よりも590人減少することになり、圏域の小規模校3校が将来消滅するほどの大幅な減少であるという説明であります。私は、この説明資料の実情を重く受けとめなければいけないことだと思えます。

今年度、能代市では、常盤小学校と常盤中学校が小・中併設校として新築されました。小・中一貫校の教育はまだ許可されていないと聞いておりますが、9年間を見通した教育目標を掲げ、小・中が密接に連携して教育の活性化を図っている教育の町もあると聞いております。少子化に伴って子供の数が年々減少している状況の中にあって、本市の各学校の現状を見れば、小規模校も数校あります。しかし、それぞれに特性があって、小規模校のよさもあり、また大規模校のよさもありますが、学校統合は避けて通れる問題ではありません。今や高校だけの問題でなく、県内の小学校は、この先10年間で、統合により46校が減少する見込みだと予想されます。いつかは訪れる旧市町村の垣根を越えた再編問題であると考えます。急速に進む少子化と厳しい財政事情で、学校再編は待たなしの状況にあると考えますが、小・中学校の再編について、どのように考えているのか。また、将来の横手市を担う人材の育成について、どのように考えていらっしゃるものか、お尋ねいたします。

次に、大和更生園の施設整備についてであります。

昭和54年に開設されました大和更生園は、横手平鹿広域市町村圏組合が、知的障害者が作業指導を受けながら、生活の自立を目指すことを目的に開設された更生施設であり、その管理運営をこれまで私たちの大雄村が行ってまいりました。当時、建設場所については、さまざまな困難がありましたが、現在の地に建てられ、16年の歳月が流れました。この間、社会環境の変化とともに、ノーマライゼーションの思想のもと、施設は開かれた環境のもとに、地域とともに歩んでまいりました。この歳月の流れの中で、利用者は高齢化、重度化が進み、施設は昭和50年代初期の基準で建てられた建物であり、特に今の冬場を迎え、暖房はひどく、老朽化がかなり進んでいる状態であります。合併前から改築の方向で検討され、新市建設計画にも組み入れて、実現可能となるように考えられてきました。

しかし、この後、平成18年4月に、障害者自立支援法が施行されることから、施設事業体系が大幅に見直されようとしております。今後、介護給付や訓練給付等でサービス内容も変わり、市としての障害者福祉計画を立て、プランを示さなければいけないようではありますが、いかなる時代が来ようとも、知的障害者更生施設大和更生園は、自立支援への足がかりとしての、地域社会にとって必要な施設であると考えます。

今日、大和一带は、隣接して設置された通所授産施設、ユーホップハウスと一体的な運営がなされ、特別養護老人ホームすこやか大雄も完成し、福祉エリアとして整備がなされているところでもあります。来年4月の障害者自立支援法の施行に伴う大和更生園の施設整備計画の今後の見通しについてお尋ねをいたします。

次に、横手駅前周辺地区整備についてであります。

横手駅前周辺地区の整備についての歴史と、これまでに至った経緯と整備事業の内容について、さきの予算説明会において、その内容を知る機会がありました。このことについては、合併前に旧横手市議会で十分議論がなされたことだと思います。地区住民との対話の中からも要望が取り入れられ、結果を経ての将来展望に立った説明会であると認識しております。私も新しい横手市の一員となり、来年度にはスタートする市の顔でもある駅前の開発にかかわる事業であり、議員として十分知っておかなければならないと認識し、そして事前に改善できるような点があればと考え、質問に立ちました。

これまでの経緯については、昭和45年、横手駅前地区土地区画整理事業によって、駅舎等が改築され、周辺部が整備されました。平成5年には、JR横手駅周辺部の整備計画を策定。そして平成8年、横手駅東西自由通路と東西駅前広場及び橋の上、橋上駅基本設計が生まれ、この間再検討され、状況調査期間があり、そして平成9年には三枚橋地区で土地区画整理事業が始まっております。この間、駅前ジャスコ撤退、平鹿総合病院の移転計画がありました。それに伴って、空洞化の未然防止と市街地の活性化を図るための跡地対策がなされ、平成15年には、国の再開発事業で都市再生モデル調査地区の指定を受けました。この後、平成17年に都市再整備計画が策定され、これによって3つの主要事業を導入して、平鹿病院移転跡地の対応と駅前市街地の活性化、空洞化未然防止のための再開発事業で、国道13号線へ続く駅西口と駅東口の連結強化を目指す事業がありますが、本件はまず、事業ありきでなく、第一に横手駅に人が集まること、横手駅利用客の増大を図らなければならない問題であると私は考えます。

そこで、横手市として、山形新幹線の延伸に対しまして、どれほどの期待と熱意を持って取り組んでおられるのか、お尋ねいたします。それと併せまして、田沢湖線を通っております秋田新幹線、大曲駅から秋田駅へ走っておりますが、結構横手・平鹿、湯沢市、秋田新幹線を利用される方々が非常にいらっしゃいます。そうしたことから考えまして、秋田新幹線を大曲駅から横手、湯沢方面へと引っ張ってこられないものかというふうなことも、併せてこの機会にお尋ね申し上げたいと思います。また、駅西口広場と東側を結ぶ東西自由通路整備事業、平鹿病院跡地対策、駅前周辺の空洞化対策等の横手駅前地区再開発事業、そして横手駅西口広場の整備など、三枚橋地区土地区画整理事業、この3事業に対して、国の支援制度は、事業費に対してどれ程度、その割合であります、交付金として算入されるものについてお尋ねいたします。

最後になりますが、入札制度についてであります。

平成の時代に入って、ふるさと創生基金が各町村に1億円ずつ交付されたときがありました。そのことによって、まちおこし事業がなされ、活力ある地域をつくろうというものであります。それ以来、各市町村どこに行っても温泉保養施設が整備され、温泉活用で健康の維持に地域活動の拠点として親しまれているところであります。

公共事業によって、これまで生活基盤が整備され、ある一定の社会資本が整備されましたが、市町村合併によってできた新しい横手市のまちづくりが、この後、市街地の整備や地域住民からの要望のある道路網の整備や、上下水道整備が引き続き行われますが、まちの枠組みが大きくなった分、生活道路の

整備は、今まで以上に進めていかなければなりません。そのようなことから、改めて道路行政の重要性を再認識しているところであります。

そこで、入札制度についてであります。合併協議会の報告によりますと、平成19年度から全市を一元化した、これまでの旧横手市で行われてきた受注希望の制度を導入するとありますが、合併前の7町村では、いずれも指名競争入札制度が導入されていました。それは、地元企業の育成、雇用の確保、地域経済の活性化という観点から、地元でできることは地元だけ、地元でできるような方式が望ましいと考えます。旧横手市の入札制度は、最低価格を公表することによって低価格で落札させる。確かに安く発注したことによって、コストの削減ができるわけでありまして、そして、より多くの事業をこなすことができますが、公共事業を徹底したコスト削減ということだけで片づけてしまってよいものなのでしょうか。私は疑問に思います。建設工事に関しては、発注者、そして受注者側が相互理解を得るということは、なかなか大変なことだと思いますけれども、大変な失礼な言い方ではありますが、不満の多い横手方式の入札制度であえて統一させなければならないのか。地元企業の育成、雇用の確保、地域経済の活性化を考えたとき、本当にその制度でよいのか。市長の明確な答弁を求めたいと思います。

合併して2カ月。まだまだ合併してよかったと実感できるようなことは少ないわけですが、合併しない方がよかったというような声が出ることは、何としてでも阻止しなければなりません。今行うべき、できるだけ早く地域の一体性を構築することでありまして、これはすべてに言えることではあります。何でも旧横手市のやり方で統一するのではなく、旧町村の不安を和らげるように、慎重に議論を重ねるべきだと申し上げて、私の質問を終わります。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 議員からは7点ご質問がございましたけれども、まず私は、1点目の旧8市町村の均衡ある事業推進について、これからお答えを申し上げたいというふうに思います。

今、議員ご指摘ございましたとおり、8市町村の要望が満載、それこそ満載された新市建設計画を我々はつくったわけでありまして、財政的な面からも、すべてがかなうわけではないのは、ご案内のとおりでございます。しかし、我々は、新しい市のスタートに当たりまして、今、議員がいみじくもご指摘あったように、合併する目的、あるいは合併してよかったと思えるような町にしていかなければならない責務があるわけでありまして、そのためには、そのいろいろな方法があるわけではあります。それぞれの地域の特性に配慮した、そしてある種地域バランスというものも考慮しながらの事業展開、これはソフトもハードもそうではあります。必要である。そして住民福祉の向上に寄与すると判断されたものは、厳しい財政状況の中にあっても、事業の優先順位を考慮しながらでありますけれども、大胆にやっつけていかなければならない。そういう意味では、言葉で言えばその程度でありますけれども、これはなかなか大変なことであるのは、ご了解いただけることかと思っております。ただ、こういう精神をしっかりと忘れることなく、政策の立案、事業化に当たりましては、そして予算の要求に当たりましては、しっか

り説明をしながらご理解をいただいて、進めてまいりたいと思う次第でございます。

ずっと飛びまして、最後の7番目でございますが、入札制度について、お尋ねと提案がございました。これにつきましては、旧横手市で導入いたしておりました入札のやり方、いわゆる受注希望型指名競争入札の取り扱いについての、大変業界を初めとする、また住民の皆さんの中にもあるご心配であろうかなと思うわけであります。もちろん旧横手市においても、この議場で相当の議論がございましたし、住民の皆さんの中にも、相当の意見があったことは間違いない事実でございます。建設業界が、あるいは公共工事を担う業界が、従来果たしてまいりました地域の雇用の確保、さまざまな地場産業振興に資してまいりましたその位置づけというものを、どのようにこれから考えていくかという問題でもありますので、なかなか難しい問題であったなというふうに、今でも思っております。ただ、私どもは、旧横手市においては、こういう時代でありますので、税金の使い方については、その透明性だとか、あるいは公平性だとかは、何よりもどこよりも担保しなければいけない組織機関であると。これが地方公共団体の大きな使命であろうかなと思っている次第でございます。それにもとると申しますか、なかなかなじまない風潮が依然としてあるという実態を、我々は承知しているわけでございます。このことと、そして併せて、これは行政を遂行する立場で申し上げますと、コスト縮減というのは、これは片時も忘れることができない課題であり、命題であるわけであります。3つの方向からアプローチができるわけですが、このバランスをどこでとるかという話に、最終的には行き着くのかなと思っているところでございます。

ただ、業界の方々といろいろこのことについてもお話する機会はございましたけれども、我々が目指す方向というのは、何も横手だけが特異な方向を目指しているわけではない。これからの公共事業のあり方、公共工事の発注のあり方について、一定の国民的コンセンサスを得る中での施策遂行でありまして、既に程度の差はあっても、国・県あるいは一部先進的な自治体においては取り組んで、相当程度の評価も得ながら、100%評価でないにしても、評価得ながら進んでいるやり方でございます。もちろん関連する業界にかかわる方にとっては、なかなか厳しい側面があるわけでありますので、容易に心情的にも理解しがたい部分というのはあるとは思いますが、しかし、そういうことにかかわっておられない方からすれば、大変理解できる部分でもあるわけであります。私どもは、多様な市民の皆さん、ニーズのある方々と一緒になってまちをつくっていかねばならない。そういう中であって、一元的な論理だけではなかなかできないのかなというふうに、まさに苦慮の真ただ中にある話を、あっちこっちなぞりながらしゃべっているわけでございます。そういう苦しさを、十分に議員の皆さんにもご理解いただきながら、この議論というのは、この議場ではもちろんでありますけれども、業界の皆さん、あるいは市民各位とやっぱりしていかなければならないことではないかなと。それにはもちろん、ある一定の時間をかける。あるいは一定のプロセスを経る。一定の周知理解を求める時間というものが必要なのは、承知しているところでございます。

具体的には、この方面にいろいろ見識のある方を交えながら、もちろん業界の方々も入っていただき

ながら、我々が将来的に目指さなければいけない、目指すべき方向についての、その理解の熟度を高めていく努力をこれからしてまいります。当初の方針は、ご指摘のとおり、19年度からの導入でございます。18年度は経過措置として一部試みるということでございますが、一部試みる中で、その他のやり方も含めて、最近、県においても、いろいろな業者さんの評価格付につきましても、新しい視点があるようでございます。大変関心を持つ部分もございますので、その辺も加味しながら、この制度について、大いなる議論と大いなる理解を深める努力をして推進してまいりたい。そのように思う次第でございます。これ以外の点につきまして、とりあえず担当の方から答えさせます。

以上であります。

田中敏雄 議長 教育長。

【大和谷弘 教育長登壇】

大和谷弘 教育長 少子化に伴うことで、小・中学校の再編はどうかというご質問と、それから、将来を担う横手市の人材、どういうふうに育てるかという2つの点についてご質問があったように思います。

まず、現在は平成17年度では、小学校が26校あります。そして生徒は5,489名おります。中学校は12校で、3,021人。合わせて8,510名という、これは17年の6月現在の児童・生徒数です。それは、来年18年になりますと8,192名。したがって、今からすれば、約8,200名ですので、約300名来年は減ることになります。順々に減って行って、平成23年度には7,295名になります。ということは、5年間の間で大体1,200名が減るということになっています。したがって、合併をしましたので、旧町村境に隣接する通学区の見直し、それから学校統合は避けて通れない。どうしても急速に進めていかなければいけないことだと思っております。

そういうことから、きのうも高橋議員の質問にもお答えしましたけれども、教育委員会の中に11月11日に小・中学校のあり方の検討委員会ということを設置しまして、教育委員会の中の職員たちで一応は検討しております。そして今、広報にも公募しておりますけれども、市立の小・中学校の通学区域の諮問委員会を、その公募された委員と一緒に、これから検討していかなければいけないと思っております。まず年内にそれを設置したいと思っております。そしてその中に、諮問委員会の中に、作業部会というものを設けまして、全市的な視点、または地域的な視点から、学校の統合を考えていくという意見を聞きながら見直していくという方向にしたいなと思っております。

また、教育委員会内に検討しまして、その整備の策定委員会も設けて、議員の皆さん、それから市民の皆さんの意見やご理解を得ながら統合を進めていきたいなと思っておりますので、どうかご了承いただきたいと思っております。

それからもう一つ、人材の育成をどうするのか。たしか県立清陵学院中学校は、中高一貫校で、中学校には2クラス、40名ですので、80名入学します。大仙市や湯沢市から一部入学はしますけれども、ほとんど横手市の児童から入学されていくと思っております。そういう点では、非常に市と県が競合することに

なりますけれども、競合したからといってどうなるかという、またいろいろやっていき方があるかと思いますが、まず、確かに県立の場合は、設備も、それから施設も、それから横手市と言わなくとも、県南から、一帯からいい先生を集めていくという、そういう中では非常に市としては痛手だと思います。そういう痛手がありますけれども、やり方次第では人材の育成になるのではないかと思います。来年度、いろいろ考えましてやっていこうと。教育委員会に来ていることは、まず、学力向上は絶対必要だと思います。基礎基本を踏まえての指導だと思います。そのためには、先生方の指導力、それから体験力、それから資質というものを高めていかなければいけないと思います。したがって、そのために、来年度あたりから指導主事を、県と交渉しまして5人くらい、横手市独自で指導主事を置きまして、教員の資質向上、体験力、指導力向上に図っていきたいと思っておりますし、また、せっかく今、蛭野小学校が閉校した跡に、充実した教育センターを設置しておりますので、その教育センターの中身、講座等も、その指導主事と図りながら、先生方を集めて、そこでの指導の体験等、そういうことをさせていきたいと思っておりますし、また、小学校においては、ALT、外国語の指導主事を小学校にも設置して進めていく、そういうふうな計画を持っております。

何せいろいろ頑張っていかなければ、人材の育成はできませんので、どうか皆さんのご理解を得ながら進めていきたいと思っておりますので、この後もよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 2番目の農業施策につきまして答弁いたしたいと思っております。

きのうもお答えいたしました、奥山議員ご指摘のように、19年度から国の農政が大きく転換されることとなります。米の生産調整が開始されたのが、昭和45年でございます。以来35年間経過しておりますけれども、この間、国・県、市におきましても、さまざまな需給調整の施策を実施してきたところでございますが、農家にも大変なご協力をいただいてきて、現在まで至っております。

しかしながら、米は以前としまして過剰基調にありまして、また、WTOの農業交渉でも、農産物は非常に厳しい状況にあることは、ご案内のとおりでございます。このような状況からしまして、国では、農業の国際化に対応し、安定的な農業経営を維持できる担い手、集落営農組織を重点とします農業経営体育成に大きな転換を図る施策を決定したところだと思っております。国の政策もいろいろ変わってきておりまして、議員ご指摘のとおり、16年度からは、生産調整、米政策改革大綱としまして、これまでの面積配分から数量配分が変わってきているところでございます。しかも、19年度からは、国からの在庫関係の情報提供によりまして、農家や農協などが主体となりまして、生産数量を決めるという制度に移行になることになっております。しかも、現在交付されております産地づくり交付金もなくなるのではないかという情報もございます。今回の経営所得安定対策と合わせまして、生産調整の関係も、大きな転換を迎えると言わざるを得ない状況下にあります。

マスコミ報道等によりますと、国では、新制度発足後の10年間におきまして、担い手が7割から8割

の農地を経営する姿を想定していると言われてもおります。きのうも申し上げましたように、この施策をいかに横手市の農業振興につなげていくかが、今後の大きな課題となると言えると思っております。ただ、要件に満たない小規模農家でありましても、集落営農組織に結集することによりまして、集落全体の所得の維持向上が図られることになるのではないかなという思いもいたしております。

いずれにいたしましても、19年度から、国の新しい施策が待ったなしで進められていくわけでございますので、市としましても、国の方針を見きわめながら、農家、関係機関とも連携を密にしまして、年明けには担い手育成総合支援協議会を立ち上げながら、制度に乗らない農家も包含した集落営農を目指しまして、地域一体となりました農業・農村づくりに取り組んでいかなければと思っているところでございます。よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 3番目の災害防止対策について。その中で、災害に対する危機管理体制についてのご質問なんです、まず初めに、地域防災計画、これにつきましては、旧8市町村はもう既に地域防災計画を策定はしてはいるわけなんですけれども、これらの計画を踏まえまして、市民の安全を最大限に重視した地域防災計画を平成18年度末まで策定したいということで、現在、準備を進めておる状況でございます。

それから、ご質問にあります洪水ハザードマップの作成なんです、現在、秋田市と大仙市で作成済みのようでございますけれども、これにつきましては、平成16年度の水防法の改正に伴いまして、浸水想定区域内の市町村の長は、地域防災計画で定められた事項を住民に周知させる必要な措置を講じなければならないと義務づけられております。それで、このため市では、平成18年度中に雄物川、それから皆瀬川、横手川について、洪水ハザードマップを作成をいたします。その中で、浸水区域の表示や避難場所の情報について、市民に周知を徹底していきたいと、そういうふう考えております。

それから、災害時における危機管理体制や、それから指揮系統についてでございますけれども、現在、新しい地域防災計画が策定されるまでの間でございますけれども、災害発生に対する初動マニュアルというものを作成いたしまして、その中には、災害対策本部の初動運営とか、それから危機管理体制、指揮系統などもすべて具体的に示しておりますけれども、そのマニュアルに沿った形で災害が起きた場合には、万全を期して対処することといたしておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、5番目の施設整備についてなんです、大和更生園の件ですけれども、大和更生園は、昭和53年に建築されまして、もう既に27年を経過して、議員ご指摘のとおり、施設はかなり老朽化が進んでおまして、早急に対応すべきものであるということについては、十分認識しておるところでございます。議員もご承知だと思いますけれども、平成14年度に旧大雄村でこの施設についての整備計画を策定いたしまして、当時の広域市町村圏組合といろいろ協議をして、改築計画を進めてきた経緯がございます。ただ、この施設の整備につきましては、新しい市の建設計画にも盛り込まれておるものではございませんけれども、議員の指摘もございましたが、障害者自立支援法の施行に伴いまして、今までの障害種別

ごとに分立していた施設を、新たな整備の見直しが必要となってきております。それから、来年の4月からは、地域生活支援、就労支援といった課題に対応すべく、法に見合った施設の整備が必要となることから、平成18年度中に策定を予定しております横手市障害福祉計画の中で、この大和更生園の整備について、新たに検討をしてみたいと、そういうふうを考えているところでございますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 6番目の横手駅前周辺の整備についてお尋ねをいただきました。横手駅前周辺の整備については、これまで都市構造、あるいは土地利用の変化、さらには交通体系の変化に対応しまして、利用される皆さんの利便性を向上を図っていこうということで、平成5年から、実はさまざまに検討を重ねてまいったところであります。ですから、平鹿病院の跡地対策、あるいは駅前周辺の活性化対策ということは当然でありますけれども、同時にまた、議員が言われたように、駅西側との交流の問題、あるいはそれを活用する利用者の利便性を向上させるということ、このことを実は非常に大きな目的としたものであります。そういう中で、駅西口の整備、あるいは東西自由通路というのは、議員もご指摘あったように、まさに利用者の増加を目指しているんだということ。ぜひご理解をいただきたいと思ひますし、そのことを私どももしっかり受けとめながら、この後の協議を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、何とぞご理解をお願いを申し上げたいと思ひます。

さらに、この事業を進めるに当たって、まちづくり交付金の割合はというお話でありました。いろいろな事業が組み重なっておりますので、一概に表現するのは、なかなか難しいわけでありまして、おおむね4割というふうにご理解いただければいいかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 山形新幹線についてお答え申し上げます。

山形新幹線につきましては、延伸されますと、時間的なメリットはそんなに大きくはないわけですが、この地域の高齢者の皆様が1回乗りますと、それで目的地に行けるという、そういう面ではかなり大きなメリットがあります。それから、外からお客さん呼び込むという点では、優位性があるというふうに思ひまして、平成4年から同盟会、山形県の最上地方の市町村関係者の皆さんと、さっきの県南部の市町村が参加して、同盟会という運動を展開してきました。そうした中で、平成11年には新庄まで延伸されました。新庄まで延伸されまして、さまざまありまして、このままではなかなか難しいということで、平成13年には、秋田県の雄平沿線28市町村、今は7つぐらいですけども、当時28市町村と、それから商工関係者や農業関係者、いろんな方から参加していただいて、推進会議を結成して運動してきました。この推進会議は、湯沢市が会長事務局をやっておりますが、皆さんと一緒に、運動を展開してきました。

山形新幹線の延伸実現に向けては、要望、陳情活動のほかに、非常に大切なことではあります、我々

が外から、例えばお客さんを迎える、そういう取り組みが非常に大事である。要望、陳情活動の中でも、県やJRからも、そういうことをかなり指摘されました。今の東西自由通路とか、そういうものも、その一環にもなりますし、我々にとっても便利ですし、山形新幹線延伸実現に向けた評価にもつながるといふふうに考えていまして、要望、陳情活動は、会長湯沢市、事務局湯沢市でやっていますけれども、そのほかに、我々独自にできるものとしては、やっぱり我々の町をしっかりとついでいく。あるいは、かまくらなどの、外からお客さんを迎えられるようなイベントをしっかりとやる。あるいは焼きそばとかアスパラとか、あそこに行って食べてみたいと思うような、お客さんの集まるようなものも、しっかりと取り組んでいくということが大事だといふふうに思いますので、その辺のところをしっかりと頑張っていって、実現に向けた運動に結びつけていきたいといふふうに考えています。

ただ、山形新幹線に関しましては、工事費が相当多くかかる。一部には、その約8割を地元が持たなければならないということで、財政的な面でも、かなり大変なものがあります。そうした中で、陳情、要望活動の中で耳にしました、さっき議員が申しあげましたスイッチバックの件については、秋田新幹線を実現しようというときに、相当検討されたといふような話を聞きました。実現の可能性もかなりあったようでありまして、いろいろな考え方がある中で、遂には実現しなかったということで、現在、JR等に行きますと、そのスイッチバックの話は、当時のこともありますので、なかなかできないような状況になっています。ですから、現在は、やっぱり山形新幹線を大曲まで延伸するという運動で頑張っていかなければならないといふふうに思いますので、今後ともまちづくりを結びつけながら、一生懸命頑張っていきたいと思っております。

田中敏雄 議長 11番奥山豊議員。

11番（奥山豊議員） 5分ですか。

水田農業を基幹としております横手市なわけでありまして。私も認定農家、認定されて四、五年経過いたしました。今回取り組まなければならない部分の、その小さい農家の皆様方をどのようにして20町歩以上の経営体に組み入れさせるかというところの、そのところが大変難しい問題でありまして、やはりそういったことからいたしまして、専門職である行政サイドで、何かやはり一つの指導センター的役割を果たすような、徹底した専門的な営農指導できるような、もう一つ指導力の強化を含めて、そうした部門といえいいでしょうか、必要なのではないだろうかと思っております。

今までの座談会のスタイルでやっていっても、なかなか国から渡された資料をもとに説明しても、自分はどうやったらいいのか。任せた分、どこにどうやって働きにいて、余った労力で何をやればいいのかといったところまでいったときに、私、認定農家ですけれども、そこまで指導する能力がありませんし、具体的なところの現場においていて、そのところをぜひ指導していただくためにも、何か一つの強力な指導機関なるものを立ち上げてほしいものだなと。それが私の要望です。

時間ですので、要望ということでよろしいです。

土 田 祐 輝 議 員

田中敏雄 議長 12番土田祐輝議員に発言を許可いたします。

12番土田祐輝議員。

【12番（土田祐輝議員）登壇】

12番（土田祐輝議員）きのうから始まりました一般質問でありますけれども、私で9番目でありませう。皆さんの顔見えていますと、大分お疲れのようでございますけれども、もう少々おつき合いのほどをお願いしたいと思います。ただ、皆さん方のご期待に沿えるように、手短かに要点だけを述べさせていただきます。

まず初めに、これまでなれ親しんでまいりました当議場ではありますけれども、新市の初議会、そして初めての一般質問ということもありまして、緊張の中にも、再びこの場に登壇できますこと、多くの皆様方に感謝を申し上げながら、これから質問に入りたいと思います。今後はさまざまな施策や提案につきまして、皆様と大いに論議をしながら、合併新市のよりよい方向を探っていけたらなと思っております。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

質問の1点目は、市長の政治姿勢についてであります。

この趣旨の質問は、きのうから、今日もですけれども、大変数多く取り上げられておりまして、私も大体理解はいたしました。多分その方向としましては、来年度の重点事業、あるいは新市の建設計画の中から、優先度の高いものから実施する、そういう答弁だったように記憶しております。ただ、しかし、大変膨大な事業枠が予定されておりますから、市長が言われる民意を起点に、そして政策判断を下すのも、市長自身なのであります。今後の新市建設計画や、市長みずからの公約の中からでもいいんですが、ソフトやハード、両面を勘案しながら、向こう4年間の在任の中で、これだけは何とか結実させたい、そういうものが必ずあるはずであります。大変数多い中から絞り込むのは難しいかと思いますが、その一つ二つを話していただければと思います。

次に、2点目の指定管理者制度についてであります。

この制度は、平成15年9月の地方自治法の一部改正によりまして設けられました。公共施設の管理運営について、民間団体に広く門戸を開いた、私は画期的な法改正であると思っております。ただ、15年から3カ年の経過措置の後、つまり来年の平成18年9月までに、この指定管理者制度を導入するのか、あるいはまた、直営による管理を継続するのか、この選択が迫られております。新市においては、その数はおおよそ100施設ぐらいあると聞いた記憶がございますが、そしてまた今議会にも、この制度導入に向けての条例改正が提案されております。私は、行政のスリム化の手段としても、この制度は大いに活用すべきと思います。よく小泉総理大臣が呪文のように唱えております、民間にできることは民間に、そして小さな政府を目指す、この地方版として、大変期待もしております。これからの行政運営において、合併新市においては、多分特にそうだろうと思っておりますが、行政コストの削減が喫緊の課題であります。市長は、昨日の答弁におきましても、人件費を向こう10年間で30%削減したいと話されております。

私はその受け皿が、この制度になる可能性がある、そう信じております。

そこで質問なのですが、例えば市立の、公立の保育所、老人福祉施設、文化体育施設など、いずれこの制度にのせて管理するつもりがあるのかないのか。市長の基本的なスタンスをお伺いいたします。

次に、2点目としまして、この制度の導入に向けての公募が、市報やインターネットで始まったようですが、公募の状況と、今後のスケジュールの中で、今時点、現時点で決定済み、政策的に決定済みのものがあつたら、お知らせをいただきたい。

それから、この指定管理者制度について、質問というよりは、多分自分自身でも、どんなとらえ方をしたらいいのかわからないんですが迷う側面もあるんですが、ぜひお教えいただきたい。ご教示いただきたいと思いますが、それはですね、この制度を導入して、民間委託さえすれば、単純に自動的に行政コストが下がるといえば、現実には多分そうはならないはずであります。なぜなら、そのさまざまな施設の職員は公務員でありまして、リストラの対象にはならないのであります。この職員は、たとえこの制度にのっとりまして、委託しましても、どこかの部署に配置転換しなければならない。そうしますと、人件費は現状のままで、かえって委託料の分だけがかかり増しになるような気がしてならないのであります。ただ、これも長い目で見ますと、退職者の不補充とかなどで、多分職員数を減らせる委託メリットは出てくるとは思いますが、果たしてそれまで財政がもつのか、心配でもあります。この制度導入について、こうした悩ましい状況が現に浮かび上がってきておりますので、このことについてのとらえ方はいかがでありますでしょうか。解決策などありましたら、教えていただきたいと思ひます。

それから、この項の質問の最後でありますけれども、個人的な提案として聞いていただければと思ひます。

それは、合併によりまして規模が大きくなりますと、政治や行政がますます住民から遠のいた存在になるというのが通り相場であります。その解決策として取り組もうとしているのが、それぞれの地域単位の地域協議会であり、末端組織としての地区会議の設置だろうと思ひます。そして、これはこれとしての役割を担っていると思ひますけれども、住民の自治意識の高揚や住民参加の側面からしても大事だろうと思ひます。

そこで、この住民自治としての小さな単位である地区の市民会議をさらに機能強化して、地区住民の課題や要望、またイベントや行事、さらには公の証明書の発行まで、地区住民がみずから運営できる支所、公民館が、今後の地域の姿として、私は求められているような気がいたします。ぜひ今後の課題としてご検討いただければと思ひます。

3番目の野球場整備について伺ひます。

私がこの項で質問したいのは、グリーンスタジアムよこてのスコアボードの選手名も電光掲示にしてみらいたいということで、さらにできるならば、投手の球速表示、スピードガンも一緒に整備してほしいという簡単な要旨であります。これについては、これまで、旧横手市議会の一般質問でも取り上げられまして、新市建設計画に事業枠として3,000万円が盛られております。しかしながら、向こう10年間

の事業枠ではありますけれども、いつ実施されるのか。その実施時期が明記されておられません。

そこで、どうせつくるんだったら早目に、それも来年早々でも整備していただければ大変ありがたいということでもあります。

ご案内のように、当球場は、高校野球の秋田大会の会場としてつくられております。また、今年の秋には、東北高校野球大会の会場にもなりました。日ごろ余りお目にかかれない甲子園の常連校同士の試合を、この横手で実際に観戦できたということは、野球ファンにとっても貴重な体験になったはずであります。

大変手前みそになりますが、当球場の利点は、駐車場の充実やサブグラウンドの併設、アクセスのよさなどが挙げられますが、難点はやはり、電光表示が中途半端なことであります。全県大会が開催され、宿泊などによりまして、多方面への経済波及効果が期待できる、こうした施設の充実こそが急務であります。ぜひ早急な対策をお願いいたします。

それから、野球場の整備という趣旨からもう1点あります。それは、平成19年、秋田国体の軟式野球の種目が、当市を会場に開催されます。主会場が平鹿球場、サブが大森、大雄の両球場であります。が、なぜか、主会場であります平鹿町球場には、電光表示がいまだについていないというお話を聞きました。私も実際には確認はしておりませんが、もしそれが現実でありますと、いずれ国体という歴史的なイベントがございますので、いささか片手落ちの気がいたします。そこで、この球場にも、国体に合わせ電光掲示をつけるつもりなのかどうか。この点についてもお伺いいたします。

次に、4番目のバイオマスの今後の取り組みについてお伺いいたします。

このことは、師走でもありまして、少し夢のある話題をと思ひまして取り上げました。これまでの経緯を少し触れてみますと、今年の2月、横手市において、地域雇用の創出、新規事業の創出などの具現化に向けまして、バイオマスアクション・プランを市長に提出しております。この報告書の中には、バイオマスビジネス研究会が、今後の活動指針として、地元にある資源を使いながら、バイオマス利活用の具体的な方向が示されております。ここで大変注目に値するのは、稲をもみ殻や茎など丸ごと使って、植物性プラスチックの原料となるポリ乳酸をつかって、石油系プラスチックの代替にしようとする画期的なことであります。これまでこのような取り組みは、トウモロコシやサツマイモなどを原料としたプラントは、現在国内でも試験稼働中ではありますけれども、稲を丸ごと使うといった、こういうプラスチックは、世界で例のない画期的な取り組みであります。このことについて、当研究会委員で国のバイオマス日本総合戦略の策定にかかわりました迫田東京大学教授は、新聞でこう語っております。

稲を丸ごと使ったプラスチック生産は、世界でまだ例のない取り組みだ。小さな規模でもプラントを立ち上げ、初めの一步は横手となるようにしたいと、こう答えております。少々リスクは伴うかもしれませんが、早目に具体化を急ぎたい、夢のプロジェクトになる、そういう可能性があるものと期待しております。なぜなら、米余りの減反対策として、転作作物であります大豆や麦の代替品として、稲をそのまま作付できる点であります。さらに、この減反に作付された米は、あくまでも主食の枠から隔離

された、加工米でもない、工業米としての位置づけをされることでもあります。さらに、もっといいことは、この手の工業米というのは、別段味にこだわる必要はなく、あきたこまちを植える必要はないのでありまして、大変収量の多い早生の品種でも直播しておけば、手間要らずで栽培もできます。ですから、これからの農業には、私はうってつけの工業米ではないのかなと思っております。

ここでなぜ早生にこだわったかと申しますと、出穂の早い品種を作付することで、カメムシをこのほ場に集中させて、ひいてはカメムシ対策にもなるだろうとの一石二鳥のねらいでもあります。いずれにしましても、地球温暖化対策に向けて、CO₂二酸化炭素の排出削減の対策も急務ではありますし、環境に負荷のかからない資源循環型社会の構築が今求められております。私は今、こうした時流に乗りました、このような施策が、新生横手の農業の再生や地域雇用の創出などに多大な貢献が期待できると思っております。そして、そこでこうした取り組みが夢、まぼろしに終わらないためにも、以下2点に絞ってお伺いをいたします。

まず、1点目ですけれども、国のバイオマスタウン認定に向けた実施計画づくりが、次のステップになるとは思いますが、この事業の現時点での進捗状況はどうなっているのか。

2点目は、稲に限らず、アスパラガスの根元を使った機能性食品の製造も、地場産品の有効利用として大変期待できるようであります。この取り組みについてもお知らせいただきたい。

5番目の通学児童の安全対策についてであります。

この項目については、これまで多くの議員の皆様が質問されまして、重複された質問でもありますし、答弁もいただきました。その2項目のスクールバスについても、先ほど来から質問されたようであります。ただ、一つだけ言いたいのは、スクールバスの導入することによって安全が確保できるとすれば、安全とコストを両てんびんにかけて安い方をとるという短絡的なことではなくて、今の世の中、安全もお金がかかるのだよと、そういう認識のもとで、ぜひこのスクールバスの導入も検討していただければと思います。

それからもう一つ、このスクールバスについて、当初想定しておりましたのは、横手市の朝日が丘団地から旭小学校への通学児童の足として、このバスの導入もご検討いただけないのかなという側面もあります。ただ、これについては、文部科学省のスクールバス導入の条件の一つには、小学校においては4キロ以上の距離が必要という基準があります。このことは承知しておりますけれども、参考までに先日、車で大体距離をはかりましたら、大体3.5キロ、旭小学校から朝日が丘団地まで3.5キロぐらいありました。したがって、厳密に言いますと4キロには満たないわけでありまして、もしかしたら、この距離の足りない分は、通学児童の安全対策というふうなことで、スクールバス導入も可能なのかなという趣旨でもあります。いま一度、その辺も含めまして、ご検討をお願いしたいと思います。

6番目に、平鹿総合病院開業に伴うアクセスについてであります。今、西田んぼに、ようやくではありますけれども、その医療が見えてきました。三次医療までも担う県南の中核病院として、その完成が待たれるところであります。ただ、こうした施設の充実と反比例するかのよう、通院する手段、つま

りそこまでの足の確保が貧弱になります。車社会とはいえ、交通弱者であります子供やお年寄りにとりましては、まさに遠い病院になる可能性は間違いありません。平成19年春開業といいましても、残り1年ちょっとしかないはずであります。

そこですが、今まで横手バスターミナルを起点に、放射状に運行しておりますバス路線を、一部病院経由にするなどの対応も必要になるとは思いますが、いかがでありましょうか。路線の見直しなど、民間の事業者にすべてを任せるだけではなく、新市の重点的な施策として、交通網の再整備という観点からも、今からでも取り組むべき課題だと思えます。この点について、行政としてどうかかわろうとされているのか、お伺いをいたします。

2点目は、横手環状線が全線完成したわけでありますけれども、この沿線上にある主要な施設を結ぶ手段として、巡回バスの運行も大きな選択肢の一つであると思っております。例えばそのコースでありますけれども、この横手地域局から平鹿病院を經由し、旭小学校、朝日が丘団地、ふるさと村、県の平鹿振興局から南小学校、あるいは横手病院前などを回るコースなどが考えられます。スクールバス導入が無理としても、このことが実現しますと、朝日が丘団地から旭小学校に通学しております多くの児童のバスの代替品の一部として使えるはずであります。事業主体をどこにするのかは今後の課題としましても、本当に前向きに取り組むべき大きな問題であると思っておりますが、当局のお考えをお伺いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 議員のご質問、6点ございましたが、まず私は、一番目の私の政治姿勢についてというお尋ねの部分についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

単刀直入に、私が掲げました公約の何を重点にするかというようなお尋ねがございましたけれども、私は10個の公約、そして47個の細かい項目を挙げてまいったところでございます。いずれもが市長になりましてから、どういうスケジュールでこの公約を達成するか、いわゆる工程表なるものを今準備しつつあるところでございますが、それに基づいて、私の任期でできるところをしっかりと頑張っていきたいと思っております。したがって、マニフェストのどれを重点にするかといったら、工程表にあるおりにやりたいということにしかならないわけでありまして、ただ、私の公約の中に、ほかのあらゆる公約を實踐する、なし遂げるためにも、これは何としてでも實踐できなければおぼつかないという、公約の中のベースとなる公約と申しますか、が2つございます。これをまず申し上げなければいけないかなと思っている次第であります。もちろんこのことは、選挙におきまして、私がずっと申し上げてきたことの繰り返しでありますので、今さらの感はあるわけでありまして、依然としてこの課題は生きているというふうに思っている次第でございます。

まず、それは、一つには、この地域の、昨日の質問にもありましたが、有効求人倍率、直近のデータで0.48というふうに聞いておりますが、依然として地域の雇用環境が低迷しております。0.48も、これは相当、一部首かしげる数字でありまして、本当はもっと低いだろうというふうに私どもも思っております。それは、もう既に仕事につく意欲を失われた方が相当数おられるだろうと。そういう方々は、ハローワークに行っていないのではないかなと。そういう嫌いがあるわけでございます。そういうふうに見ているわけでありまして、実態はもっと深刻だというふうに思っております。こういうことが、現象面では、国保財政に大きな影を落としている要因でもあるわけでございます。あるいは生保の関係もわかりでございます。この雇用という面からこの地域の課題を見たときに、どんな施策展開があるかといったときに、やはり何人かの議員の皆さんご指摘あったとおり、この地域の基幹産業であります農業をどうするか。それは、先ほど奥山議員の質問の中にもありましたが、新しい担い手の問題、あるいは集落営農の問題において、そこから外に出る方、あるいは農業の中にもう一度入り込む方も含めてであります。この方々にとって、どのような雇用の場が、仕事の場が用意できるかという問題であろうかなと思っております。もう既に現実的には、新しい横手市各地で農業がいろんな雇用を生み出している現象は、事例はございます。大変心強い事例もあるんでありますが、まだまだ少ないというふうに思っているわけでありまして、農業の中に、あるいは農業の周辺に、あるいは農業の川下に雇用を生み出すことができなければ、私の公約はなかなか達成しがたい。というよりも、もっと言えば、10力年の新市建設計画があるわけで、これからまちづくり計画がつくるわけでありまして、これは計画と数字は並べることができても、裏づけとなるのは、そういう地域の雇用、広く言えば、雇用を含めた経済環境をどうするかでありますので、ここがやはり大きなポイントだろうというふうに思っている次第でございます。今、農業を申し上げました。

そのために私は、公約の中で、農業を特別に支援するチーム、課を設けるというふうに申し上げましたけれども、今回の補正予算にお願いしておりますマーケティング推進事業というのは、まさにそのとりあえずそこに着手する事業でございまして、ここから地域の雇用、農業を取り巻く雇用環境、あるいは生産環境というもの、作付環境というものを変えていかなければいけないというふうに思っている次第でございます。

そして農業と、もう一つはやはり製造業でございまして、工業団地があるからといって、製造業が来る時代ではありません。この地域に製造業をしっかり根づかせる努力が具体的政策となって推進しなければいけないというふうに思っている次第でございまして、先ほど議員がご指摘あったような夢のある話、これは担当が後ほど答えますが、これなども、その一つの取り組みのあり方だと思っている次第でございます。いずれ農業、工業、商業もちろんそうでありまして、そういう産業支援によって雇用の場を確保することにより、我々の新市の建設計画が大きく前進するものというふうに思っている次第でございます。

もう1点は、これと対をなす話でありますけれども、やはり徹底した行財政改革が日常的に行われな

ければいけないということだと思っている次第でございます。これは、この後指定管理者制度について担当が答えますが、今、先ほど議員がご指摘あった、例えば保育園、高齢者施設の運営の問題などにおいても、やはりいろんなやり方あると思いますが、コスト縮減という、サービスの向上、維持と併せて、コスト縮減というのは、その視点は絶対避けて通れない話でございますので、これにはプログラムと申しますか、これも工程表という言い方が正しいと思いますが、作りながら、大胆に取り組んでいかなければならないことだろうというふうに思っている次第でございます。

同じように、職員の削減についても、これは職員の削減という言い方よりも、組織を維持する、市役所という行政組織を維持するコストの低減であります。いわゆる大きくは人件費であります、これをどう削減するかがかかっているのかなと思っております。10年間で30%の人にかかわるコストを削減する道筋をつけたいと申し上げております。道筋は今からつけないと無理だということでもあります。

私の4年の任期の中で、その道筋はしっかりつけて、着実にそれに向かう実践体制はつくりたいという考えでございまして、そのためにあらゆる知恵を総動員しながら向かってまいりたい。今申し上げた地域の雇用、これは税収増につながる話であります。あるいは子育て支援だとか、さまざまな社会の問題を解決する、大きな大きな一助になる話であります。このことと組織のスリム化、コンパクト化、両面相まって、私の公約の実現は一段と可能になる。そのことが合併のための大きなスタートダッシュになるものというふうに思っている次第でございます。それやこれや、取り組みを強化してまいりたいと思っている次第でございます。

2番以降につきましては、それぞれ担当の方から答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

田中敏雄 議長 伊藤理事。

伊藤喜代美 理事（総合調整担当）兼横手地域局長 2番の指定管理者制度について、4点ほどご質問いただきましたので、お答え申し上げたいと思っております。

具体的なお質問で、最初に、保育所あるいは高齢者施設等について、本制度の導入についての考え方ということですが、市長も今、お答え申し上げましたが、私から具体的に申し上げたいと思いません。

高齢者施設の場合、特別養護老人ホームとかが具体的に現在、社会福祉法人に委託している施設があるわけありますので、これらの施設については、早急にこの制度の導入について検討しなければならないというふうに考えているところであります。

さらに、公立保育所等につきましては、先ほど午前中の答弁で福祉環境部長が、利用者に不便をかけることのないように配慮しながら、選択肢の一つとして指定導入があると、こういうふうにお答え申し上げておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、2つ目の問題として、公募の状況等についてのお尋ねであります。合併時に指定管理者制度導入のための条例改正を行いました。これは具体的には10月1日の専決処分です。条例改正をしたもので

ありますが、この7施設につきましては、去る11月に市のホームページに掲載いたしまして公募いたしました。その結果、市内の方から数件問い合わせがありました。結果として、どの施設においても、現在管理委託を受けている団体のみからの応募でありました。したがって、この7施設の指定管理者の指定につきましては、本議会の定例会に追加提案をさせていただくこととしていますので、この議決をいただいた後に、詳細な詰めを、協定書の形で詰めをするということになる手はずとなっております。

また、本議会の冒頭で提案いたしました条例改正を提案しております11の施設につきましては、これも議決をいただいた後、原則公募をいたしまして、その後設置いたします選定委員会の審査を経た上で、3月定例会において指定の議決をいただけるよう、作業を進めてまいりたいと思っております。

次に、3番目のご質問であります。この制度導入することで、直ちにコスト削減にはつながらないのではないかと、このようなご心配でありましたが、施設管理の委託者と受託者という関係から、現在、管理委託している施設の管理に、市の職員が全くかかわっていないとは言いがたい面がある施設も、中にはあるわけですが、日常の管理運営に関していえば、委託先の職員がほとんど行っているというふうに認識しておりますので、維持管理にかかわる分の人件費のコストがかさむというようなことはないのではないかと認識しているところであります。

それから最後に、4点目として、住民自治の方策の一つとして、地区会議等の充実強化を図りながら、地区住民がみずから運営できるような施設として、この制度の導入を考えられないのかというようなご趣旨の質問であったと認識しておりますが、これまさに私どもも、そのとおりだと認識しております。現在、市直営で運営しております地区の公民館、あるいは地域によっては部落等の集会所等も委託という形をとっているところもあるようでありますので、住民自治の観点からいえば、この制度の導入に向けて、具体的に検討に入るべきだということふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 小野教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 私から、野球場の整備についてお答えいたします。

グリーンスタジアムよこてであります。平成14年の9月に開場以来、議員もご案内のとおり、地域の野球連盟の利活用はもちろんでありますけれども、中学生及び高校生等の野球大会や、各種の全県、東北あるいは全国大会など、たくさんイベントが催されております。さらには、野球少年の夢実現のためのイースタンリーグ等も催すなど、幅広く利用されているのは、ご承知のとおりであります。

本球場のスコアボード電光掲示板の設置及び球速機の導入等につきましては、多数の利用団体や愛好者から強い要望があると聞いております。合併協議での地域局対応事業でも計上されておりますので、これまでの経過、経緯を踏まえて、18年度当初に計上可能かどうか、早急に検討させていただいて、計上できるものであればまいりたいというふうに考えております。

次に、19国体の軟式野球一般Bの野球会場となっております平鹿、大雄、大森のうちに、平鹿球場に

つきましては、電光掲示板はありません。支障がないかとのご質問でありますけれども、日本体育協会の基準によりますと、国体関連の基準によりますと、設置基準、協議団体掲示下の規定はないというふうなことで、開催については支障はないというふうなことで、ご理解をいただきたいと思います。ただし、平鹿球場では、16年、17年の2カ年で競技団体から要望がありました観覧場の塗装、ダッグアウトの整備、あるいはラバーフェンスの改修等、8,300万ほどかけて改修工事を行っておりますので、どうぞそうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

田中敏雄 議長 松原理事。

松原浩司 理事（産業支援担当） 私の方からは、大きな4番目のご質問ございましたバイオマスの今後の取り組みについてという項目につきまして、お答えを申し上げたいというふうに思います。

今、議員からお話ございました、稲を利活用した、石油によらないと申しますか、生分解性の機能を有したプラスチック原料の産業化というか、事業化に向けての取り組みということで、ご紹介ございましたけれども、今、議員ご指摘のとおり、旧横手市で策定をいたしました生物資源といいますが、そういった資源を利活用して、新しい産業おこしの芽をつくろうじゃないかというような取り組みにつきましてご報告をいただき、勉強している最中でございますが、この稲を利活用したプラスチック原料につきましては、一部資料によりますと、2010年度で全世界プラスチック原料というのは1,500万トン生産されているわけでございますけれども、2010年には20万トンはこの生分解性プラスチックになるであろうというふうに言われております。そのような世界的に環境を意識した製品というものが、どんどん増大傾向にある中で、当地域に多く賦存をしている、こういった未利用資源と申しますか、新しい資源を活用した、そういう産業おこしの芽を育てていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、前後いたしますけれども、2番目のご質問に、アスパラガスの剪定の際に出てくる根本の残渣、これを利用した取り組みはどうなっているのかというご質問がございましたけれども、これにつきましても、数字的に申しますと、この横手、平鹿地域で毎年毎年六十四、五トンの剪定残渣が出ておまして、それが基本的には焼却をされているということで、このさきに申し上げました研究会の中で、実際に大学の方で剪定残渣につきましても成分分析等の研究をしたわけでございますが、その中に、大量の健康成分、健康に資する成分が含まれていたということで、特許の申請に向かって今走っているという状況でございます。これにつきましても、今、一部こういった、本来であれば捨てられていた、お金を出して捨てていた成分から、新しい今、需要が増加している研究分野においての成分を産業化をする、そういう事業などについて、熱心な地域の事業者さんと、技術的な点を中心に、勉強、検討を重ねているところでございまして、旧横手市の方で設立をいたしました株式会社の横手産業支援センターの方で、今研究をしているところでございます。

それから、バイオマスタウンの認定というお話がございましたけれども、このバイオマスタウンというのは農林水産省の施策でございまして、各市町村がこのバイオマスタウンを策定をして、認定されま

すと、実際の自治体における資金調達の面で非常に有利に働くということで、具体的には直接国から市町村、例えば横手市に対して要請に応じてお金がおりてくるという仕組みが非常に有利になるという、一つの手段としての政策でございますけれども、これにつきましても、新しい横手市になった、この契機をとらまえまして、地域のコンセンサスを得ながら、必要があれば進めていきたいというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、今後はこのような地域資源を生かした新しい事業づくりの推進に当たりまして、新しい産業というか、今まで申し上げたのは、どちらかというともまだ研究というような色彩が強い面もございますので、新しい産業研究インフラの整備、人を呼び込む仕掛け、あるいは研究機能の地域への集積による雇用の創造などの観点も十分に配慮しながら、各事業化の段階、つまり研究段階であるとか、試作品をつくる段階だとか、あるいは事業化の段階であるとか、そういった各段階においてのきめ細かい支援のあり方を含めまして、総合的な観点から、バイオマスタウン認定等々の検討を重ねてまいりたいというふうに考えておりまして、新年度に向かいますので、できるところまでまず本年度頑張っていきたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 伊藤教育次長。

伊藤孝俊 教育次長 通学児童の安全対策についてでありますけれども、児童の安全確保に対しましては、今後も議員ご指摘のことを重く受けとめまして、さらに続けてまいりたいと思いますので、何とぞご理解をいただきたいと思っております。

お話の中で、朝日が丘地域に対するスクールバスの導入ということでご質問がございましたが、同地域へのアクセス道路の整備が現在進行しておりまして、通学路の改善も進められておるところでございますが、今後、平鹿総合病院の開院後、交通の流れも大幅に変動すると思われまします。その状況によっては、さらに児童・生徒の安全確保のために、朝日が丘から旭小学校付近を経由する新規路線等の働きかけもまた必要になるかと考えています。よろしくご理解のほどお願いします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 6番目の平鹿病院開業に伴うアクセスについてであります。現在、平鹿病院、新築中ではありますが、この平鹿病院の設計は、路線バスが正面玄関に乗り入れするような設計になっております。以前、横手市当時でありましたが、羽後交通の方とも、平鹿病院がこういふことだというふうな話をし、できるだけ路線バス乗り入れしていただくようなことを話しておりますが、このごろはその話をしていませんので、平鹿病院はいよいよ19年開院に向けまして、引っ越しの計画づくりにも着手しておりますので、それと併せまして、今後、羽後交通の方とも話を進めていきたいと思っております。

私たちは、羽後交通との話の中で、例えば横手病院に路線バスを何本か乗り入れするような取り決めも行っておりまして、それを実現させたこともありますので、そういう面では、平鹿病院の方は、道路事情も、今、市の方で積極的に周辺道路の改良も進めておりますので、横手病院以上にバスは乗り入れしやすい状況、環境がつかれるというふうに思いますので、ぜひそういうふうなことで、平鹿病院を利

用する方々が利便性が高まるように取り組んでいきたいと思ひます。

それから、循環バスの件であります、この件については、需要はどうかということも調べたことがございませんので、何とも言いがたいところであります、基本的に、今、議員がおっしゃられました箇所は、既に路線バスが乗り入れているところでありますので、羽後交通の方からも、そのような事情もお聞きしながら、どうすればよいのかというのを考えていきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。再開は15時40分といたします。

午後 3時13分 休憩

午後 3時40分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

小笠原 恒 男 議員

田中敏雄 議長 33番小笠原恒男議員に発言を許可いたします。

33番小笠原恒男議員。

【33番（小笠原恒男議員）登壇】

33番（小笠原恒男議員） どうしたわけか先日、4日ぐらい前から、非常にのどと声がかすれまして、大変申しわけありませんけれども、水を飲みながらにさせていただきます。

昼からの3番目となりますと、先輩議員の方々も、また行政の方々も大変お疲れと思ひますので、簡単に、なるべく短く終わりたいと思ひますので、ご容赦お願ひします。

さきの10月に行われました市議会議員の選挙におきまして、多数の市民の方々よりご支援をいただき、今日ここで一般質問の席に立つことができたことは、心より感謝申し上げます。また、私は議員経験が浅く、他の先輩議員や、市長を初め行政をつかさどるの方々には、今後ともご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従い、2点についてお伺ひしたいと思ひます。

農家でもない私が、農業と行政のかかわり合いについてと話すのは、非常に口幅ったいところがござひますけれども、これは私が前から思っていたことでありまして、それを質問といひますか、聞いていただくというような形になると思ひます。

秋田県はもとより、我が横手市においても、基幹産業は農業であることは、だれしもが認めるところであります。市長を初め議員の方々も、事あるごとに口にするのが常と思われております。私は商工人であって、農業問題におけることは全くの素人でございます。これから述べることは、私の思い違ひであるかもしれません。また間違っているかもしれませんが、お許しをいただきたいと思ひます。

今まで農業とのかかわり合いは、つまり援助といひますか、それは主としてハード的な面が主だった

のではないのでしょうか。しかし今後は、生産はもちろんのこと販売援助に力点を置いて、いかにして付加価値をつけて農家の可処分所得を上げていくことが大事なことだと思います。つまり、行政は販売面に積極的に関与するべきだと思っております。そして農家の可処分所得が上がることで、すべての地域の経済活性化につながっていくと思っております。それはまさに、市長が所信で述べておられた地域産品マーケティング推進準備事業。提案理由として、農家の所得に結びつく、横手市農業を推進する役割を市が積極的に担っていく、このことこそが農業の行政の販売面への関与と思えます。

行政が販売への関与の例としては、ほかにたくさんあると思いますが、私には強烈に残っている体験がございます。それは二十二、三年前となりますが、私が秋田県の商工会連合会の青年部の副会長をしていた時代、一村一品運動で名をはせていた大分県を施設する機会を得ました。平松知事の提案で始まった事業で、知事自身が特産品セールスのトップに立ったことは、皆さんが周知のことと思います。この事例そのものが行政の販売へのかかわりの最たるものだと思っております。

またそのとき、大山町に立ち寄りまして視察をしました。役場の農政課の係長だったと思いますが、このフレーズはちょっと間違っているかもしれませんが、「桃クリ植えてハワイへ行こう」というキャッチフレーズがたしかあったと思っております。そして農家所得を上げましょう。そして彼は、ほかに大都市の高級料亭向けの野菜の出荷を実現し、マーケティングから販売までの行政の関与はほかに類を見ないものだったと思えました。ほかにもたくさんの例があると思いますが、市長が提案する地域産品マーケティング推進準備事業の概要を伺いたいと思っております。これが第1点でございます。

第2点は、さき先輩議員であられます土田議員、奥山議員も質問しておりましたので、重複するかと思えますけれども、極力はしょって質問したいと思います。

来年4月に障害者自立支援法、いわゆるグランドデザインが施行されます。この法は、身体、知的、精神障害の福祉サービスや制度を一元化しようとするものです。そして要約すると、新支援費制度の財源確保が困難になったために、今後障害者本人及び生計を同じくする家族に、介助サービス費用や医療費などでかなりの自己負担金を求めるものです。そしてこの法自体、いずれ、今言われているのは、2009年には介護保険との統合を視野に入れていると言われております。多分そうなるのではないかと思っております。この法にはいろいろな問題点があります。社会参加の推進の問題、応益負担の問題、市町村格差が生じる可能性がある問題、応能負担では、運営の厳しさは理解できるところもあります。すべてが行政負担が可能になるとは私は思っておりません。市では19年3月まで、18年かかって障害者福祉計画を策定しなければならないということになっています。まだ早いかもしれませんが、もしありましたら、計画のアウトラインを教えていただければ幸いです。

私も知的障害者を持つ親の1人として、現状を述べてみたいと思います。障害者の問題を語る時、必ずよく入口と出口という言葉を使います。それは入学と卒業ということです。障害者といえど、全員就学義務化ということになりまして、義務教育はもちろんのこと、高等部にもほぼ全員就学できるようになりました。問題はその後、卒業後のことです。そこは非常にタイトで、今もいろいろな就職は狭き

門ですけれども、それ以上に狭き門です。ましてや一般社会、一般企業に就労しようとする、本当に皆無に近いような状態です。ですから通所作業所、通所更生施設、これを親は望むのでございます。では、現状ではどうかといいますと、現在横手市では、知的障害児者の通所の施設は、通所授産施設、いわゆる大雄のユーホップハウスです。それから小規模作業所2カ所ございましたけれども、1カ所の雄物川町は、今年の9月で閉鎖しました。もう一つは横手の赤坂にある太陽の園です。この2カ所です。そしてどれも定員を超え、非常に劣悪な環境になっているところもございます。しかし、高等部を卒業してくる生徒は毎年います。小規模作業所は今後県では認めない方針と聞いております。地域福祉や在宅福祉と言われるように、障害があっても、生まれのうちや地域で生活することが望ましいことはもちろんのことです。これがいわゆるノーマライゼーションです。そのためには核となるやはり施設が必要です。毎日そこに集える、また1週間に3回集える。そういう核となる場所が必要です。そしてそこにまた教えてくれるリーダー、スタッフ、そういうものも必要になってくるのです。通所できる、障害者自立支援法の中で、社会資源の活用、つまり規制緩和で空き教室、空き店舗の活用も視野に入っているとあります。障害者福祉計画の中でそういうものが入っているかどうかをお伺いしたいと思っております。

私は、地方自治の王道は福祉と教育だと思っております。これを私は市民に訴えて、自分の地域の人に訴えてきました。福祉とは、幼児の福祉から老人福祉、障害福祉、いろいろありますけれども、突き詰めて言いますと、人間の幸福、幸せだと思っております。これはやはり、市長の言われる均一的に行われてもらわなければ困ります。また教育もです。この2つはどうか市長に、自分の座右の銘として、行政の遂行していく上で考えていってほしいと思います。

簡単でございますけれども、これで終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

田中敏雄 議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 2点お尋ねがありましたうちの1点目でございますが、農業と行政のかかわりについてのお尋ねがございました。

私が推進しようとしておりますというよりも、今般の補正予算に計上させていただいております地域産品マーケティング推進準備事業の概要についてということでございます。これにつきましては、所信でも申し上げました、私の選挙の公約でもございますが、仮称特産品 地域の特産品を販売する課をつくりたいと。そして議員がご指摘ありました大分県の事例、大山町の事例は、大変まぶしいぐらいの先行事例であります。そこともまた違った、ここでの成功事例をつくりたいという思いでございます。多様化する農業情勢の中で、より農家の所得が増える、もっといえば農業で飯が食える、平たく言えば、農家にたくさん税金を払ってもらえる、そういう足腰の強い農業、これは、先ほどまでの質問にありました集落営農を推進する上でも、米一辺倒ではできないのは、やや自明に近い話でございます。

ので、そのときに減反する対策の部分はどうするかということも含めて、強い農業をどうつくるか。そこにマーケティングという、学問的にいえばいろいろな言い方が、解説の仕方があると思いますけれども、光の当て方を変えようではないかと。消費者あるいはユーザー、いろんな言い方ありますが、そちら側の視点で我が地域の農業を見たとき、あるいは農産物を見たときに、どんなふうに映るであろうかと。そこで我々は、映ったところを見て、受け入れない部分があれば、柔軟にこちらの対応を変えていこうじゃないかと。そういう意味では、あるもの売る農業ではなくて、それももちろん入るわけですが、ないものも売る農業。つくる農業。あるいはあるものをアレンジする。そういう農業にしていかなければならないというような問題意識でございます。私はそういうのをひっくるめて、簡単な言葉でありましたけれども、マーケティングという言葉にしたところでございます。そのための補正予算を何とかお願い申し上げたいということでございます。

これについては、1月に3名ほどの職員で準備室を設けたいというふうに考えているところでございまして、そして議決いただければ、その予算に基づきまして、マーケットマネジャーを委託いたしまして、これは民間の専門家でございますが、その方とチームをつくりまして、消費地における消費者のさまざまな動向を調査いたしまして、そして我々が今までたくわえてきました、蓄積してきたそれぞれの新市における各地域のノウハウ、知恵というものをそこでぶつけ合いしながら、横手市農業の新しい活路を見出す。そういう事業でございます。これに今のところ3名のスタッフと、平成17年度200万という、さほど大きな予算ではないわけではありますが、ここを跳躍台といたしまして、準備といたしまして、18年度には少しずつ、18年度から花開く、そういう活動、行動を起こしてまいりたいと思っている次第でございます。

大山町の事例では、何か町民の大多数がパスポートを持っているというふうなうわさも聞いたことがございます。パスポートを持っているということは、ハワイに行ったということでありましょうけれども、ハワイは一つの端的な事例でありますけれども、農家の方々が、その当時はハワイが一つの夢でありましたでしょうけれども、今はそれ以外の夢が実現できるような、そんな地域、元気な農業を基幹とする新しい横手市づくりのスタートにしたいということでございますので、よろしくお願いたします。

2番目については、担当の方から答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

田中敏雄 議長 福祉事務所長。

佐藤耕一 福祉事務所長 それでは、小笠原議員さんの質問にお答え申し上げたいというふうに思います。

いわゆる横手市の障害福祉計画のアウトラインというふうなお尋ねであったかというふうに思います。現在、この障害福祉計画を定めるための基礎データも含めました諸準備を取りかかっている段階でございまして、アウトラインを今ここで申し上げられる状況では残念ながらございません。私ども18年度中に、この計画の策定をするわけではありますが、基本的な考え方といたしますか部分について、若干

申し上げたいというふうに思います。

小笠原議員さんも申し上げておりましたが、私はこの地域に、いわゆる障害を持つ方々が通える施設といいますが、作業所も含めたグループホーム的なものも含めた施設については十分だというふうには認識しておりません。むしろ足りないといっても言い過ぎではないのではないかとというふうな認識であります。したがって、この前、私も10月1日に福祉事務所長というふうな大役を仰せつかったわけでありまして、秋田県の福祉事務所の研修会が秋田市でございまして、その研修で、いわゆる作業所、今年度開設をされました新しい作業所に行ってまいりました。そこでは、いわゆる果物の包装資材等、それから私は、はっと何か私の身近にあったもので、こういったお仕事が実際されているんだなというふうに思ったのは、実はそこでは特裁米といいますが、いわゆる精米を、障害を持つ方々に仕事をしていただいて、そしてより付加価値の高い安全なお米を消費者に買っていただくというふうなお仕事に従事されておりました。非常に、何といいますが、近くにあるなぜ気がつかなかったんだろう。今、これだけ農業から人が離れている時代にあって、なぜこんなことに私は思いが至らなかったんだろうというふうな驚きといいますが、そういう感動といいますが、持って見させていただきました。

先般、NHKの教育番組でも、企業の中での部品をつくるわけでありまして、完全に独立してといいますが、要するに一つの経済の部分を支える場としての活動が紹介されておりました。実はその社長さんは、そうした障害を持つ方を自分の会社に採用する段階で、そういう場を設ける段階で、そのチーフに、その市の障害を持つ相談員といいますが、女性の方でございましたけれども、そういう方をチーフに据えたというふうなことで、現在では15年になるそうですけれども、当初はなかなか製品として合格しなかったといいますが、そういった事例がたくさんあったそうですけれども、現在は何ら健常者と変わらない形での生産ラインに立っているというふうなお話がございました。これもまた非常に私、強いインパクトを持たせていただきまして、アウトラインにはなりませんけれども、新しい横手市の障害福祉計画の中でも、現在、非常に問題があるというふうに議員は指摘されておりましたけれども、さまざまな形での、日中活動を含めた、要するに自立する、社会に出ていく、こういうメニューといいますが、そういうものを実際計画しなければなりませんし、今後施設についても、いわゆる施設に入所せずとっ放しというよりも、自立できる方については、そういった場を提供していくというふうな、この自立支援法の中身にもなっております。私どもそういった昨今の社会情勢、あるいはそういった先進的な事例等々、十分に心しまして、新市の福祉計画の策定にかかわってまいりたいというふうに思っております。

冒頭、基本的な考え方を申し上げまして、自立支援法の中身を若干お話ししまして、答弁にかえさせていただきたいわけでありまして、議員ご承知のとおり、これまで身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法の各法律によって、それぞれサービスと申しますか、実施されておったわけでありまして、今度は障害者自立支援法という一つの法律のもとでの共通のサービスということになってまいります。原則として1割のご負担をしていただくということにもなるわけで

ありますけれども、問題は、その中身のサービスを、こういったメニューを提供できるのかということだろうというふうに思います。

そういう意味合いにおきまして、冒頭申し上げましたとおり、この地域の施設についても、十分だとは決して思っておりませんし、地域の実情を十分把握をしながら、この計画の策定に携わってまいりたいということを申し上げまして、答弁にかえさせていただきたいと思います。

以上であります。

田中敏雄 議長 33番小笠原恒男議員。

33番（小笠原恒男議員） ご答弁ありがとうございます。

農業の問題で、もう少しつけ加えさせていただくならば、以前、東北新社を尋ねたことがございました。東北新社の社長は、皆さんご承知のとおり、今、由利本荘市の前郷出身の植村伴次郎氏でございます。会長になりましたけれども、そこではいろいろなメディア関係のほかに、外国人向けのスーパーを五、六店舗経営なさっております。麻布を中心にいたしまして、そこに、ある人を介しまして何も知らないということは強いもので、雄物川町の農産物の売り込みに行ったことがございました。そのときに言われた言葉の一つに、「小笠原君、単一町村じゃだめだよ」と。「できるなら横手平鹿一帯でかかってこい」と。そういう言葉をいただきました。いみじくも今はそれが一緒になりまして、横手市でございます。スケールメリットという言葉がございますけれども、その中に、スケールの中から生まれる中で、少品種多量ということもあります。また、多品種少量もできるわけです。そういうものも取り入れて、ひとつこの合併したメリットを生かしていってもらいたいと思っております。

市長が言われる、今の推進準備室の中に、マーケティングの中には、私は人材のマーケティングということもあると思います。ここ出身の、この地域出身の人物で、いろいろ東京の方で、形は違うかもしれませんが農業にかかわっている人たちは、たくさん探せばいると思います。どうかその準備室のスタッフの人たちに、人物のマーケティングもやってもらいたい。

多分市長は15日に、ファミリーマートの上田君と会うはずでございます。上田社長と。といっておられましたけれども、彼はファミリーマートの今、社長でございます。大森出身です。海外店舗出身では、日本の三大コンビニの中ではトップと言われております。そういう人物の中に、コンビニ、スーパーに物を売り込むというのは非常に大変だということは重々承知ですけれども、何とかそういう中でも、地域産品の中で販売できたら幸せだと思いますので、どうか市長を筆頭にしまして、この推進準備室のスタッフには頑張ってくださいたいと、エールを送りたいと思います。

それから、福祉の問題でございますけれども、先ほども言いましたけれども、これから卒業してくる生徒たちは、例えば横手市出身の、今高等部に通っている人たちは、横手養護学校、大曲養護学校におられるわけです。来年3月には両方で18名。19年3月には18名。20年には14名と卒業してくるわけです。それが社会に出てくるわけです。行くところございません。障害者自立支援法の中には、一般社会への就労の支援と書いてあります。これも法律の中で、社員、従業員何名以上のところには何%の割合で採

用しなければいけないという法律がございますけれども、それはまた、ちょっと言葉が汚いんですけども、金で見返りを得ることもできます。大概がそうやっている例が多いです。そうではなく、何とか行政からも、そこら辺の社会参加への道を開いていただきたいと思います。これも障害者自立支援法の5つの中のメインになっているはずです。お願いしたいと思います。

それから、先ほど申しました規制緩和の中で、今、私にも、ある父兄からの陳情書が来ておりますけれども、どうかお願いしますということで、これは来年3月卒業する子供たちの親ですけども、たしか合併する前に、横手市ではGお医者さんの土地を取得しまして、建物も取得しまして、そこを何とか拠点センターみたいにしたいというような構想があると聞いておりますけれども、そのほかにも今、学校統合や何かでいろいろな学校があいてきます。空き教室がいっぱい出てきます。できるならば、いろいろな地域の中に数多くの通所できる拠点があれば幸いだと思っておりますので、どうかそこら辺のところも計画の中に入れて、策定していただきたいということが私の希望でございます。

よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 答弁を求められたような気が半分いたしますので、答弁をさせていただきたいというふうに思います。

一つ目のマーケティングの部分につきましては、今、大変いいお話をお聞きしたなと思った次第でございます。東北新社の植村社長のことは、かねがね伺っておりましたけれども、まだお会いしたことはございません。ぜひお会いして、いろいろご指導賜りたいなと思っておりますし、ファミリーマートの上田社長とは、近々お会いいたしますので、上田社長とは、前に一度お会いしまして、東北の拠点が仙台にありますので、売り込みの機会を相当ねらっておりました。なかなか難しく、まだ果たせておりませんが、しかし、このパイプは生かさせていただきたいものだなと思っている次第でございます。そういう意味で言うと、人材のマーケティングという言い方をされましたけれども、首都圏に限らず、国内外におられる我々と縁のある方々、議員の方々もたくさんお持ちかなと思います。たくさんお知らせいただきながら、1個1個開拓してまいりたい。そして太いパイプをつくってまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

2つ目の障害者福祉でございますが、具体的な事例がございました。ある拠点を利用してという話でございますが、これについては、旧横手市時代におきまして、そういう障害のある子供さんを抱える親御さん方と何度かお会いして、その実情あるいはその進むべき方向等についてのお話し合いをしたことがございます。やはりこれは議員ご指摘のとおり、これはまさに実体験から来る持続的な、持続可能な社会参加と申しますか、小手先だけでない社会参加を求めているのは、よくわかるところでございます。実際問題、大和更生園にもかかわる話でありますけれども、既にそういう方々の年齢が50歳を超えている方も多いわけございまして、既に親御さんが対応し切れていない世界でございまして、これから続々と、という言い方は適当ではありませんが、継続的に卒園、卒業されます子供さん方においても、

いずれは状況は同じかなというように思うわけでございまして、そういう意味では、何とか自立が本当にできるように、仕組みというものは、やっぱり親御さん方と一緒に考えていかなければいけないのかなと思っているところであります。やはり最近の親御さん方は、預けてしまえばという意識は余りなくて、何とか自立できて、自分たちが年老いた後でも生きられる環境と申しますか、仕組みと申しますか、それを望んでおられますので、我々がどこまでできるかという難しい問題は確かにございます。結局、仕事をしてご飯が食えるかという話でございますので、これは相当大変な話だとは認識しております。簡単ではない。補助金出して済む話とは違うわけでございますので、難しいことは重々理解しておりますが、先ほど福祉事務所長も、体験として申し上げたことも踏まえまして、担当と一緒に相談しながら、何とかそれに取り組んでいきたいなと思っている次第でございます。

以上であります。

散会の宣告

田中敏雄 議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明12月14日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時16分 散 会

